

\*\*\*\*\*

平成 2 6 年 第2回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 平成 2 6 年6月17日

閉会 平成 2 6 年6月18日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号（6月17日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 5 報告第 2号 議会報告会開催結果報告について	4
○日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	5
○日程第 7 報告第 4号 専決処分の報告について（車両事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	7
○日程第 8 報告第 5号 平成25年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
○日程第 9 報告第 6号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
○日程第10 報告第 7号 法人の経営状況の報告について	9
○日程第11 町の一般行政について質問	14
3番 村 上 和 子 君	14
1 子どもの医療費助成の対象範囲を中学生までに拡大しては	
2 自主防災組織制度の改正と防災に耐えるライフラインの基本的な整備を	
3 各学校の図書室に専任の司書配置を	
4 放課後プラン事業として、放課後クラブ・放課後スクール・みんなで遊ぼう教室などの一元化と見直しを	
4番 米 沢 義 英 君	21
1 介護保険計画について	
2 子どもの医療費無料化について	
3 除雪サービスについて	
4 定住化対策について	
5 いじめ予防対策について	
6 社会教育総合センターの整備について	
5番 金 子 益 三 君	30
1 町内一斉クリーンキャンペーンの日制定について	
2 超高速ブロードバンド通信網整備のさらなる活用について	
3 庁舎におけるペーパーレス化のためのタブレット端末の導入について	
○散 会 宣 告	37

# 目 次

## 第 2 号 (6月18日)

○議 事 日 程	39
○出 席 議 員	39
○欠 席 議 員	39
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	39
○議会事務局出席職員	39
○開 議 宣 告	40
○諸 般 の 報 告	40
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	40
○日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度上富良野町一般会計補正予算 (第1号))	40
○日程第 3 議案第 2号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算 (第2号)	41
○日程第 4 議案第 3号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	46
○日程第 5 議案第 4号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	47
○日程第 6 議案第 5号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	48
○日程第 7 議案第 6号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	48
○日程第 8 議案第 7号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	49
○日程第 9 議案第 8号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第1号)	50
○日程第10 議案第 9号 上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例	50
○日程第11 議案第10号 上富良野町税条例の一部を改正する条例	51
○日程第12 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	52
○日程第13 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	52
○日程第14 発議案第1号 議員派遣について	53
○日程第15 発議案第2号 消費税の増税に反対する意見について	53
○日程第16 発議案第3号 「手話言語法 (仮称)」の制定を求める意見について	54
○日程第17 発議案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見について	55
○日程第18 閉会中の継続調査申し出について	55
○閉 会 宣 告	56

## 第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））	6月18日	承 認 可 決
2	平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	6月18日	原 案 可 決
3	平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月18日	原 案 可 決
4	平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月18日	原 案 可 決
5	平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月18日	原 案 可 決
6	平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月18日	原 案 可 決
7	平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月18日	原 案 可 決
8	平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月18日	原 案 可 決
9	上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例	6月18日	原 案 可 決
10	上富良野町税条例の一部を改正する条例	6月18日	原 案 可 決
11	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	6月18日	原 案 可 決
12	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	6月18日	原 案 可 決
	行 政 報 告	6月17日	
	町の一般行政について質問	6月17日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月17日	報 告
2	議会報告会開催結果報告について	6月17日	報 告
3	専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	6月17日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
4	専決処分の報告について（車両事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	6月17日	報 告
5	平成25年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月17日	報 告
6	平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月17日	報 告
7	法人の経営状況の報告について	6月17日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	6月18日	原 案 可 決
2	消費税の増税に反対する意見について	6月18日	原 案 可 決
3	「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見について	6月18日	原 案 可 決
4	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見について	6月18日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出について	6月18日	原 案 可 決

平成26年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成26年6月17日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 6月17日～18日 2日間  
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 米田 末範 君  
第 5 報告第 2号 議会報告会開催結果報告について  
第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）  
第 7 報告第 4号 専決処分の報告について（車両事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）  
第 8 報告第 5号 平成25年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第 9 報告第 6号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第10 報告第 7号 法人の経営状況の報告について  
第11 町の一般行政についての質問

○出席議員（14名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	徳武 良弘 君
7番	中村 有秀 君	8番	谷 忠 君
9番	岩崎 治男 君	10番	中澤 良隆 君
11番	今村 辰義 君	12番	岡本 康裕 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	菊池 哲雄 君	総 務 課 長	北川 和宏 君
産 業 振 興 課 長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
子ども・子育て担当課長	吉岡 雅彦 君	町民生活課長	林 敬永 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラバンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君	総務課企画財政班主幹	宮下 正美 君

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

---

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成26年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月13日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、議会運営委員長から6月2日及び6月11日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等並びに今期定例会までに受理しました12件の陳情、要望の取り扱いの結果報告がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案12件及び報告案件5件並びに議長からの報告案件2件及び議員からの発議案4件であります。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成26年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外2名の議員から、一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したところであり、先例により質問の順序は通告を受理した順となります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 徳 武 良 弘 君

7番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの2日間と決しました。

---

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてであります。職員数につきましては、昨年度中の定年退職者など11名の欠員に対しまして、看護師3名と栄養士、建築士それぞれ1名を含む一般事務職6名、さらには再任用職員として1名の採用を行い、また、子ども・子育て担当課長の配置、保育士の職務がえなどもあわせまして、昨年度当初から1名減の185名による執行体制としたところであります。

今後とも、町民皆様との協働のまちづくりを進めるため、組織体制については見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、町民との信頼関係のさらなる構築につなげてまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。本年度の春の叙勲では、4月29日付の発令による危険業務従事者叙勲におきまして、消防功労として1名

が瑞宝双光章を、防衛功勞として1名が瑞宝双光章、3名が瑞宝単光章を受賞されました。

改めまして、受賞されました皆様の御功績に心から敬意を表するものであります。

次に、予約型乗合タクシー運行事業についてであります。利用者のニーズに応じ、本年4月から土曜日運行を開始したところであり、5月末までの土曜日8日間で運行回数102回、延べ157人が利用されている状況であります。

今後も利用者や運行事業者を初め、多くの方々から御意見を賜りながら、円滑な事業実施とあわせて、さらに利便性の向上を目指した運行に努めてまいります。

次に、地域防災計画についてであります。本年3月に改訂作業を終えまして、3月28日の上富良野町防災会議において承認をいただいたところであります。

完成いたしました地域防災計画につきましては、情報提供コーナーなどを各所に配置し、行政ホームページにおいても掲載しているところであります。

また、新たな地域防災計画に基づいた取り組みとして、5月23日、昭和63年の噴火時に従事経験のない職員を対象として十勝岳防災に関する職員研修を実施したところであり、今後も地域防災計画に基づいた地域防災の強化、向上に努めてまいります。

次に、自衛隊関係についてであります。5月27日に北海道基地協議会総会が本町で開催されました。

また、記念行事につきましても、5月24日に北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月15日には第2師団及び旭川駐屯地創立記念行事が行われ、それぞれ参加したところであります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。今春の転出者等への対応も考慮して、申請書の受け付けを4月1日から開始したところであります。先般、町民税の非課税通知及び児童手当受給者の現況届けにあわせて、それぞれ給付金の申請書を同封し、送付したところでもあります。今後、受け付けが集中することも予想されることから、速やかな交付に向けて事務処理を進めてまいります。

次に、中央保育所の民間移譲についてであります。3月31日、北海道知事より保育所設置の認可を受け、社会福祉法人わかば会による中央保育所の運営がスタートしたところであります。

次に、本年度から新たに開始しました歯周疾患検診事業についてであります。町内在住で本年度内に40、45、50、55、60歳に達する対象者

727人に対し、5月中旬に受診券を送付させていただき、6月1日から町内の歯科医院において検診を開始したところであります。

歯周病は、糖尿病や循環器疾患など、さまざまな疾患との関連性が指摘されていることから、本事業とあわせて本年度の特定健康診査においても歯科衛生士による歯科保健指導の充実を図りながら、歯周疾患の予防と歯の喪失を抑制し、健康で質の高い生活に寄与するよう努めてまいります。

次に、町税等の徴収状況であります。例年どおり管理職全員による滞納プロジェクトの臨戸訪問徴収や夜間納税相談窓口の開設などに加え、滞納者に対する差し押さえを執行し、徴収の強化を図ってまいりました。

これらによりまして、平成25年度の徴収率は滞納繰越分を含め、町税で0.3%、国保税で2%向上したところであり、滞納繰越額は前年対比で町税282万5,000円、国保税512万6,000円減少し、町税で1,805万1,000円、国保税で2,152万4,000円となっております。

今後も納期内納税の啓発とさらなる収納率の向上に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。春先は順調に雪解けが進み、また好天にも恵まれたことから、耕起作業を初め、ほとんどの作物において播種、移植作業が順調に推移しましたが、6月初旬の高温と雨不足による影響が心配されました。

その後、降雨にも恵まれ、各作物においてはおおむね順調に生育しておりますが、冷夏になるとの長期予報も発表されていることから、今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆さんとともに豊穰の秋が迎えられるよう努めてまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月24日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、従事者約150名が集い開催されました。

大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、誓ったところであります。

次に、ラベンダーハイツ給食業務の委託についてであります。4月から株式会社西川食品に委託を開始したところであります。

これらに伴いまして、利用者に対する多彩なメニューとさらなる安心・安全な食事の提供が図られるものと期待しております。

今後も、利用者側の視点に立った施設の運営改善に努めてまいります。

次に、上富良野小学校の校舎改築についてであります。7月の完成に向けて順調に工事が進められ

ており、現在は内装工事を中心として終盤の工事が行われているところであります。

工事完成後は、児童の夏休み期間中に引っ越しを行い、2学期を迎える8月から新たな校舎での学校生活がスタートすることとなり、児童はもちろん、町民の皆様も大きな期待をされておられることと思っております。

次に、上富良野高校の入学状況についてですが、今春の入学者数は地元の中学卒業生16名を含む27名となり、昨年と比較し2名増加したところであります。

また、昨年度から入学準備金の拡充と通学費や就学支援金など、新たな支援策を図っているところであり、今後においても地域の皆さんの御理解と御協力をいただき、地元高校の存続に努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、本年度入札執行した建設工事は、6月16日現在、件数で8件、事業費総額で6,595万2,000円となっております。

また、本年度発注予定の建設工事は47件で、その情報につきましては、4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に平成26年度建設工事発注状況を配付いたしましたので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 議長のお許しをいただき、マスクのまま報告することを御了承賜りたいと存じます。

監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成26年4月18日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成25年度末にかかる貯蔵品調書

等関係帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実施検査を行いました。検査の結果、棚卸しはおおむね適性に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、平成26年6月3日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両74台中66台の車両の実地検査を行いました。出張、現場等の公務により当日検査できなかった車両8台については、6月9日に検査を行いました。監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成25年度2月分から4月分及び平成26年度4月分について、概要並びに監査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成25年度分を16ページに、平成26年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議会報告会開催結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、今村辰義君。

○議会運営委員長（今村辰義君） それでは、1ページ、おめぐりください。

議会報告会開催結果について御報告申し上げます。

平成25年第3回定例会において議決された議会報告会について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成26年6月11日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。  
議会運営委員長、今村辰義。  
記。

開催の目的。

上富良野町自治基本条例による議会の役割と責務の趣旨に基づき、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため、昨年引き続き全議員による議会報告会を町内2カ所で開催した。

開催日。

平成25年12月13日。

会場及び参加人数。

2会場、18人。内訳については、御高覧ください。

出席議員数。

1班7人、2班7人。

議会報告及び懇談内容等について御報告申し上げます。

議会報告。

平成25年第1回定例会から第4回定例会までの主な議決事件について、担当議員により説明を行うとともに質疑応答を行いました。

懇談。

町を元気にするために、議員定数と報酬について、防災訓練について、ラベンダーハイツについて、町内の学校についての五つのテーマのほか、参加された町民の方から自由に発言をいただき、懇談を行いました。

まちづくり全般について、参加者から多くの意見、質問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

参加者からのアンケート調査を実施しました。

裏面をごらんください。

結果報告。

両会場で寄せられた意見などをまとめ、かみふらの議会だよりで周知報告しました。

まとめであります。

今回の議会報告会も第3回報告会と同様、2部構成として行い、第1部の定例会の説明では審議された議事について説明を行った。議会広報をもとにした説明では、詳細に踏み込まず具体的な説明を求める声も見られました。

また、第2部では、参加者と議会との直接的な懇談の場を設けて、住民の質問に議員が答えるという一方通行ではなく、住民からまちづくりの意見を聞くという、相互の意見交換が図られました。

今後も引き続き幅広い住民の意見を聞きながら、議会活性化とともに、住民に身近で開かれた議会を目指していく。

今回の議会報告会において、住民から出された要

望等で重要なものについては、町長に書面で提出し、今後の町政の参考とするよう求めました。

議員定数について、議会としての考え方を示すよう求める声があり、議会後のテーマとして検討を進める必要がある。

回を重ねるごとに参加者の減少が見られ、町民がより興味を持ちやすい議会報告会のテーマや参加しやすい実施方法などについて検討する必要がある。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました、報告第3号専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

国におけます平成26年度の税制改正法案の成立が平成26年3月末になりますことから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきましたが、今年度につきましては税制改正法案が3月20日参議院におきまして可決され、同法案が成立し、3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をする必要があるため、平成26年4月1日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

この税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物にかかる固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税、法人税率の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げと震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除等の措置の延命と並びに税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものであります。

今回の上富良野町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、軽四輪等の軽自動車税の標準税率の改正に伴う引き上げであります。

2点目は、法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げであります。

3点目は、固定資産税の税額の減額措置及び減額措置等に我が町特例の導入するものであります。

国民健康保険制度の改正であります。

以上が、主な改正点であります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第108条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成26年4月1日。

上富良野町長向山富夫。

次の1ページをごらん願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

上富良野町税条例の一部改正。

第1条、上富良野町税条例の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第23条は、地方税法の改正により、外国法人の恒久的施設が提起されたことに伴う、所要の規定の整備であります。

第33条は、地方税法の改正による規定の整備であります。

第34条の4は、地方税法の改正により、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う規定の整備であります。

第48条、第52条、第57条及び第59条は、地方税法の改正による規定の整備であります。

第82条は、軽自動車税の標準税率を引き上げするものであります。

附則第4条の2は、租税特別措置法の改正による

規定の整備であります。

次に、2ページをお開き願います。

附則第6条。

附則第6条の2、附則第6条の3は、単に課税標準の計算細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものであります。

附則第7条の4は、地方税法の改正による規定の整備であります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期間を3年延長するものであります。

附則第10条の2は、公害防止用設備、浸水防止整備用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置への我が町特例の導入に伴う規定の整備であります。

附則第10条の3は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置を創設するものであります。

附則第16条は、初めての車両番号の指定を受けてから、13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課規定を申請するものであります。

次に、3ページをお開き願います。

附則第17条の2は、優良住宅の宅地造成等のために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

附則第19条、附則第19条の2、附則第19条の3は、法改正に伴う規定の整備であります。

附則第21条は、規定の整備及び一般社団法人等に係る非課税措置を廃止するものであります。

附則第21条の2は、法の改正による規定の整備であります。

附則第22条から第23条を削るとあるのは、東日本大震災に係る特例について、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例に規定しないこととすることにするものであります。

附則第24条及び附則第25条は、規定の繰り上げによるものです。

第2条関係であります。

上富良野町税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、上富良野町税条例の一部を改正する条例（平成25年上富良野町税条例第21号）を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

この改正は、地方税法改正による規定の整備であります。

4 ページをお開き願います。

改正附則第 1 条は、原則として施行日は平成 26 年 4 月 1 日から施行するもので、施行期日を別に定めている項目については、その施行期日から施行するものです。

改正附則第 2 条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

改正附則第 3 条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第 4 条、改正附則第 5 条及び改正附則第 6 条は、軽自動車税に関する経過措置について定めるものです。

次に、6 ページをお開き願います。

改正附則第 7 条関係であります。

上富良野町国民健康保険税条例の一部改正。

第 7 条、上富良野町国民健康保険税条例（昭和 31 年上富良野町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

第 2 条は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行 14 万円を 16 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行 12 万円を 14 万円に引き上げるものであります。

第 18 条は、地方税法の改正による規定の整備であります。

第 23 条は、国民健康保険税の減額措置に係る算出方法を変更するものであります。

附則改正第 8 条は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

改正附則第 9 条は、新条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し質疑があれば賜ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第 7 報告第 4 号

○議長（西村昭教君） 日程第 7 報告第 4 号専決処分の報告について、車両事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての報告を行います。

本件の報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、報告第 4 号先決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年 3 月 7 日午後 4 時 10 分ごろ、高齢者の家庭訪問に向かうため、保健福祉総合センター駐車場において、公用車をバックで発進、方向転換しようとした際、同駐車場に駐車していた車両に接触し、破損させたものであります。

事故当時の天候は吹雪で視界が悪かったこともあり、左右後方に注意を払いながらバック走行していましたが、方向転換しようとしたところ、右側後方に駐車していた車両に気づくのがおくれ、同車両に接触したものであります。

この事故の処理に当たりましては、駐車場に駐車していた車両への接触であり、町の過失が 100% と決定し、車両の修繕費等過失相当額の 16 万 4,335 円を損害賠償することで、平成 26 年 4 月 9 日に専決処分を行ったところであります。

公用車の運転はもとより、職員には安全運転に対する注意喚起を行ってきたところでありますが、結果としてこのような事故を起こしてしまいましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明といたします。

報告第 4 号専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

記。

処分事項。

車両事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をお開きください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 4 月 9 日。

上富良野町長、向山富夫。

記。

1、和解の相手方。

（1）上富良野町●町●丁目●番●号、●●●●●●●●。

2、和解の内容。

（1）上富良野町は相手方に対し、金 16 万 4,335 円を支払う。

(2) 相手方は、上富良野町に対して、本件に関し今後、上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御了承くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

---

#### ◎日程第8 報告第5号

○議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号平成25年度上富良野町一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、報告第5号平成25年度上富良野町一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告についての概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので、御了承願いたいと存じます。

それでは、繰越明許費計算書をごらんください。

まず、防災用自家発電設備整備事業は、昨年11月議会において発注時期及び工期等の理由により事業完了が平成26年度に入ること、繰越明許費の議決をいただいたところ、

入札の実施によりまして、執行残が生じたことから、3月議会において繰越明許費の金額の減額の議決をいただいたところであり、平成25年度会計の決算期を迎え、予算で設定していた金額9,180万円を平成26年度会計へ繰り越したものです。

次に、町営住宅建設事業は、昨年12月議会において、平成26年度に計画しておりました泉町南団地1号棟建設事業を平成25年度に実施すること、社会資本整備総合交付金の補助率が有利となることから、平成25年度事業として前倒しすることの議決をいただいたところ、

本事業についても、発注時期及び工期等の理由により事業完了が平成26年度になることから、繰越明許費の議決をいただいたところであり、平成25年度会計の決算期を迎え、予算で設定していた金額3億4,582万7,000円から、前払い金の支払い済金額及び入札執行残等を除きました金額2億5,164万2,000円を平成26年度会計へ繰り越したものです。

次に、国の平成25年度補正対応により実施することとした上富良野小学校整備事業、東中央、東中南、東中西、東中第一の4地区の道営経営体育成基盤整備事業及び島津第2地区農業水利施設保全合理化事業の6事業について、3月議会にお

いて事業費の補正の議決をいただいたところ、

これら事業についても発注時期及び工期等の理由により事業完了が平成26年度に入ること、繰越明許費の議決をいただいたところであり、平成25年度会計の決算期を迎え、予算で設定した金額について全額を平成26年度会計へ繰り越したものです。

以上、8事業の合計金額13億7,939万8,000円を地方自治法第213条第1項の規定により、平成26年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものです。

また、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金などの未収入特定財源につきましては、当該事業の完成時期に応じて歳入の受け入れ手続を行ってまいります。

以上で、報告第5号平成25年度上富良野町一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

---

#### ◎日程第9 報告第6号

○議長（西村昭教君） 日程第9 報告第6号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計繰越明許費、繰越計算書の報告について、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました、報告第6号上富良野町簡易水道事業特別会計における繰越明許費、繰越計算書の報告の件につきまして、概要を申し上げて御説明いたします。

本件につきましては、平成25年8月25日に発生しました落雷により、江花浄水場及び配水池の監視制御システムにおいて広範囲に被害が及び、発注時期等の理由により事業完了が平成26年度に入りますことから、26年3月の定例会におきまして繰越明許の議決をいただいたところであり、このたび平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計へ繰り越すものであります。

以下、報告の朗読をもって御説明いたします。

報告第6号上富良野町簡易水道事業特別会計における繰越明許費、繰越計算書の報告について、地方自治法第213条第1項の規定により、平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計歳出予算の経費を別紙繰越明許費、繰越計算書のとおり繰り越した

ので、地方自治法施行令第146条2項の規定により報告する。

平成26年6月17日提出。上富良野町長、向山富夫。

1ページをお開きください。

1款衛生費1項簡易水道事業費、事業名、江花浄水場雷害復旧修理。翌年度繰越額1,136万8,000円で、既に収入済みとなっております。

以上、報告第6号の説明といたします。

御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第10 報告第7号

○議長（西村昭教君） 日程第10 報告第7号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（辻 剛君） ただいま上程いただきました、報告第7号法人の経営状況報告の件につきまして、株式会社上富良野振興公社の経営状況を御報告いたします。

お手元の経営状況に関する書類の1ページをお開きください。

平成25年度事業報告書であります。ここでは株主総会、臨時株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

次のページをごらんください。

平成25年度部門別報告書であります。2ページから3ページにかけて、本公社が指定管理者として町から受託しております4施設について、それぞれの経営、運営概要を記載しております。

一つ目の保養センター白銀荘についてですが、利用実績でいきますと入館者数は7万3,163人で、前年度実績よりも13人の減少となりましたが、ほぼ横ばいで推移をいたしました。

売り上げでは、6,113万3,000円となり、前年度実績よりも124万8,000円の減少となり、前年度対比98%の売り上げ実績となりました。

また例年12月から3月を期間として、70歳以上の高齢者及び障がいを持たれている方を対象とした入浴料等の優遇期間における対象となる方の来館者数は1,697人で、前年度実績よりも154人増加し、前年度対比110%の来館実績となったと

ころです。

次に、二つ目の日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数が1万5,913人で、前年度実績よりも680人増加し、前年度対比104.5%、また売り上げでは1,528万3,000円となり、前年度実績よりも71万3,000円増加し、前年度対比104.9%の実績となったところです。

増加となった要因の一つといたしましては、台湾を中心としたアジア周辺国からの入場者が大幅にふえており、その背景といたしまして旭川と台湾を結ぶ直行便の就航にあるものと思われま

す。3ページをお開きください。

次に、三つ目の町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は1,795枚で、前年度実績よりも241枚減少し、前年度対比88.2%、また利用収益につきましても110万9,000円で、前年度実績よりも18万5,000円減少し、前年度対比85.7%の実績となりました。

また、リフトの輸送人員も8万173人となり、前年度実績よりも5,807人減少し、前年度対比93.2%の実績となったところです。

平成25年度シーズンにつきましては、ほぼ予定どおりに営業を開始することができましたが、富良野スキー場において前シーズンに引き続き子どもの無料企画を行ったことから、利用減少に拍車をかけたものと思われま

す。次に、日の出公園についてですが、平成25年度におきましては、面積にして約2.3ヘクタール、本数にして約2万5,000本のラベンダーの植えかえを実施いたしました。見ばえとしては十分とは言えませんが、融雪のおくれ、長雨の中での植栽作業、また、定植後には干ばつに見舞われましたが、無事に活着が確認されたところでありま

す。町民の皆様を初め、訪れる観光客の皆さんに喜んでいただけるよう公園の環境整備に努めてまいりました。

次に、決算報告書であります。5ページをお開きください。

貸借対照表につきまして申し上げます。

資産の部の流動資産は、2,330万143円で、その内訳は現金、預金が2,189万2,757円、商品が134万2,046円、前払い費用が6万5,340円であります。

固定資産は3万円で、出資金であります。

資産の部合計は、2,333万143円となっております。

次に、負債の部でございます。

流動資産は、394万833円で、その内訳は未払い金、預かり金等であります。

次に、純資産の部ですが、株式資本は1,938万9,310円で、この内訳は上富良野町、富良野農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金が1,000万円、利益剰余金が938万9,310円で、負債及び純資産の合計は2,333万143円となっております。

次に、6ページをごらんください。

損益計算書についてであります。

最初に、営業収益であります売上高についてであります。利用収益と売店収益を合わせた売り上げ高合計は7,776万9,774円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と商品仕入高を合わせた1,056万819円から期末商品棚卸高134万2,046円を差し引いた921万8,773円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高7,776万9,774円から売上原価921万8,773円を差し引いた6,855万1,001円となっております。

さらに、販売費及び一般管理合計1億1,284万9,032円を差し引いた営業損失金額は、4,429万8,031円となっております。

営業外収益は、受取利息7,109円、受取配当金796円、雑収入3万9,281円、受託収入5,009万5,579円を合わせ、5,014万2,765円となっております。

営業外費用ですが、町への寄附でございます、経営努力によりまして550万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額4,429万8,031円に営業外収益5,142万765円を加え、営業外費用550万円を差し引いた経常利益金額は34万4,734円となっております。

さらに、経常利益金額34万4,734円から法人税等の14万7,300円を差し引きまして、当期純利益金額は19万7,434円となったところであります。

7ページから11ページにつきましては、今まで説明した内容の施設ごとの内訳となっておりますので御高覧いただいたものとして、説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページをお開きください。

平成26年度事業計画及び予算について御説明いたします。

まず、初めに白銀荘についてですが、既に新年度における運営を行っておりますが、山スキーを楽しまれるお客様の増加や地元関係機関の強い要請によ

り白金とをつなぐ横断道路は昨年より20日ほど早く開通したため、ゴールデンウィーク後半より入り込みは好調に推移しております。

本年は、改修工事等による休館もなく、昨年、一昨年と比較して営業日数もふえることから入り込みの増加に期待をしているところです。

消費税の増税や電気料等の値上げなど、経営にマイナスになる要因もありますが、今年度におきましても当施設の最大の利点であります源泉100%天然温泉を全面に町内外にPRを展開し、イベントの実施、営業強化を図りながら職員一丸となって管理運営に努めてまいりたいと思っております。

本年度計画の入館者数等につきましては、昨年と同じく宿泊客が7,750人、日帰り客が6万8,550人の計7万6,300人、売上高は6,487万1,500円を見込んでおります。

次に、日の出公園オートキャンプ場についてですが、当キャンプ場をたくさんのお客様に御利用いただく中から、家族の絆や仲間との交流が深まり、地域の触れ合いを通じてより楽しんでいただけるよう、その雰囲気、環境づくりに取り組むとともに、ここを拠点として活動する利用者も多いことから、周辺観光の情報提供、また施設の衛生環境の整備清掃などに重点を置きながら運営に努めてまいりたいと考えております。

本年度計画の入場者数等につきましては、総入場者数1万4,000人、売上高は1,352万4,000円を見込んでおります。

次のページをごらんください。

町営スキー場につきましては、索道事業として人を輸送する観点から安全の確保が第一であります。このことを唯一無二の目標と定め、従事者教育を十分に図り、町内の学校のスキー授業やスキー少年団、スキー連盟、自衛隊の訓練、さらには家族スキーなど、町民のスキー場として管理運営に努めてまいります。

本年度計画につきましては、利用券売上枚数2,040枚、売上高は128万6,000円を見込んでおります。

日の出公園につきましては、昨年、一昨年と植えかえをしたラベンダーがより美しく、より魅力的に訪れる皆さんの目に映るよう、適切な成育管理を行うなど、園内の環境整備を基本として管理運営に努めてまいります。

また、NPO法人が展望台にレストランを開設することから、来園者のサービス、利便性向上の観点から町政運営に当たってまいります。

次のページ以降につきましては、おのおのの運営管理施設の予算等となっております。御高覧いただ

いたものとして、説明は省略させていただきます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 町長にお尋ねしたいと思えます。

先般、白銀荘に対して、自衛官に対する割引ということ、町はどうしてやっているのかということをしつかりとお聞きしたいと思います。

その前に、私の考えなどを述べながらお聞きしたいというふうに思っております。

私は上富良野振興公社の白銀荘における自衛隊割引について賛成でございます。賛成の立場から意見を申しますと、白銀荘の割引は自衛隊員の士気高揚のためにもすばらしい施設であるというふうに思っておりますし、また募集においても良質な隊員獲得に貢献していると思感謝しております。

言うまでもなく、自衛隊の主な任務の一つは我が国を防衛することであり、隊員はその任務を達成するために困苦欠乏に耐え、不眠不休の訓練を連続図上効果の中で黙々と行っているわけであります。

そういった厳しい訓練を行っているから災害派遣やPKOなどの任務を整齊と遂行することができるわけであります。

そして、その評価は国民はもちろん、国内外を問わず極めて高い評価を受けていることは御承知のとおりでございます。

そして、有事になれば殊に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託に応える旨の宣誓をしている、だからこそこういった自衛隊員に対して日ごろから感謝の気持ちの発揚として福利厚生を行っているのだろうというふうに思っております。

例えば、どの国にも軍隊に対する福利厚生は行っております。ちなみにアメリカを例にとると、米国でも米軍基地内のPXは消費税は免税となっております。あるいは、デパートなどでは原価プラス5%で販売しておりますので、実質、20%から30%安く売っていると、軍隊の基地内のデパートですね、そういうことになっております。また、中国なども福利厚生には力を入れているのは御承知のとおりでございます。

そういったところで、では我が国はどうしているかということ、防衛省の共済組合が、これは他の省庁も同じでございますけれども、隊員の福利厚生の目的を達成するための雇用レクリエーションなどの施設等を設けて、自衛隊員のあすにも鋭気と士

気の高揚を図るべく福利厚生を行っているわけであります。

そこで、私はこの町が……。

○議長（西村昭教君） 済みません、今村議員。

これは経営状況の報告に対する質問でありますので、意見についてはどこか別の場所で述べるのは結構でありますけれども。

○11番（今村辰義君） では質問に入ります。

そういった状況に応じまして、町がなぜ自衛隊員に対して割引をしているのかということ、町のほうからももう一度しっかりと目的というか、理由説明をしていただきたいというふうに思ひまして、賛成の立場からなぜ町は割引をしているのかというその理由説明をお伺いしたいということでございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 公社の割引営業のことに對しましての御質問かと思ひますが、前段、今村議員のほうからお尋ねにありましたように認識につきましては、この場で意見を交換するような状況は適当でないということで判断いたしますのでお答えは差し控させていただきますが、振興公社の営業の観点からの見解を社長であります副町長のほうから述べさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番今村議員の質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

この案件については、法人の町が出資する法人の経営状況についての報告の案件でありますので、公社の経営上の戦略としての御回答になろうかというふうに思ひますが、私のほうからお答えをさせていただきますと思ひます。

書類を確認をいたしましたところ、18年の5月にいわゆる防衛省の共済組合と振興公社であります株式会社振興公社の社長との協定をもって防衛省職員のいわゆる福利厚生のための協定を結んでおりまして、いわゆる全国のさまざまなレジャー施設等でも協定を結んでおります同様の協定を結んでいるところであります。

公社といたしましては、いわゆる自衛官、家族の方々が大量、当館に来ていただくことを経営の戦略として18年5月に協定を結んだところでありますことを御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 言わんとしていることはわかるのですが、要はこの肯定的に捉えているわけでございますけれども、なぜ割引をしている

のだと非常に私はすばらしいことだと思うのです。この町内に居住する人だけではなくて、防衛省共済組合に加入している隊員及び家族みんな含めていますよね、そういった人たちに対して余りどこでもやっていないと多分思うのですけれども、この町がなぜそこまでやってくれるのかと、くれているのだらうということをしかりと理由づけしたことを私はお聞きしたいと思っております。

それからまた、自衛官などの士気も高揚しているのではないかなと思っておりますので、そこをもう少しわかれば詳しくお話をさせていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、あくまでも割引制度につきましては、防衛省共済組合の一般的に全国で行っているその制度を上富良野町も踏襲しているところではありますが、今、議員から御発言にもありました上富良野としての特性ももちろん振興公社との契約の中にはそういう思いも一部、あるものだというふうに推察をいたしたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 参考のために伺いますが、福利厚生という形で集客を呼び込むということになれば、他のいわゆる共済との関係が恐らく出てくるのだと思いますが、そういったものが振興公社のほうでは計画されなかったのか、この間の全員協議会では一方的に自衛隊の皆さん方には災害時にお世話になっているという形の、そういったものが全面的に出てきて、特別割引制度だというのが一般的な印象であります。

私たちは、この協議会でも差別することはならないと、一般の町民の方、あるいは災害時にかかわった人たちについても、そうであれば同等の共済にかかわらずことも該当になるのではないかというふうには考えられるのも、当然なことなのです。

なぜ、自衛隊共済だけが対象になっているのかというところが当然、納得できるような内容ではありませんので、そこら辺などはどういう戦略でやられたのか、質問が出ましたのでちょっとお伺いしておきたいと思えます。

これで黙っていれば、それでよしというようになっては困りますので、やはり多くの町民もあの安価の中で利用したいという要望等もありますので、そうするならば戦略上、チケットなどを買ってもら

えれば共済の方だって安く入浴できるわけですから、そういうものも含めて町民の方に多く利用してもらおうということであれば、そういう戦略上ということであれば、やはりそういった安価な政策の打ち出し方も一つ住民にとっても納得できるものではないかなというふうに思います。

確かに、高齢者、障がい者等、あるいはお祭り等の一部については入浴無料等がありますけれども、やはり何といたっても地元の方を多く利用してもらおうという戦略をきっちり立てるといっても必要だと思えますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、さまざまな企業も含めて、議員の共済組合も含めてですが、さまざまな企業等の公的な部分も含めて福利厚生を目的とした共済組合等々はたくさんあるわけでありまして。

公社の戦略として、そういう企業も含めた共済組合の福利厚生のための同様の協定というのは、その公社としての戦略はあるかというふうに思っています。今後そういう共済組合、他の共済組合との協定ができないかはこれから私どもも戦略の一つとして検討をさせていただきたいと思えます。

また、一方で町民の方々の公社としての還元方法ですが、議員御発言にもありましたように高齢者や障がい者の方々の一定程度の配慮も含め、さらには経営努力の結果、寄附金という方で町民の方々に還元をぜひさせていただきたいということも含めて、振興公社としてはそういう地元の町民の方々によって支えられているという点については、日ごろからその経営の中で生かしていきたいという思いでありますので、そこらあたりもぜひ御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 2点ほどちょっと確認方々、説明を求めたいと思えます。

まず、16ページの報酬の関係です。そのうち白銀荘ということで、一番上段に報酬360万円、前年度決算360万円、この内容についてお伺いをしたいのと、それから一番下から2行目に支払い報酬16万円、これらの関連を含めて1点、お聞きをしたいと思います。

それから、次に22ページです、その4の日の出公園管理の関係で、途中にあります委託料1,288万8,000円、前年度決算が994万3,830

円ということで、約294万4,170円、約300万円が増になっております。その要素については何なのかということで確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の報酬の360万円につきましては、業務の報酬ということで御理解をいただければというふうに思います。

あと次に、白銀荘の支払い報酬の16万円についてでございますが、こちらのほうにつきましては、例えば会社の役員が変わったときの登記費用ですとか、あと税理士さんに対する支払い報酬ということになってございます。

最後の公園の委託料についてでございますけれども、こちらのほうのアップにつきましては今後の公園全体の管理をする中で、現場と今までの経験値と、あと今後の予測等も含めた中での増額であるということと理解をしております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 16ページの上段の報酬についてはわかります。

それで、一番下から2行目の支払い報酬は役員交代時の関係、あと税理士ということで、その内訳をちょっと正確に教えていただきたいのと、それとその他の役員との関係の例えば5名の取締役がおりますけれども、そのうち役場の職員入っています、あとは2名の監査役との関係の報酬等は今のあれでは何もないので、どこの部分で支払っているのか、それとも支払っていないのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、今、22ページの関係で今後の関係ということを含めての答弁ですけれども、やはり前年度990万円今回300万円近くということになると3割以上の費用が何なのかということを非常に具体性がありません。

私、この中をちょっと分析をしますと6行目の中に賃金143万7,700円、これらが委託をする関係でこちらに入れたのかなということも推測していたのですが、それらもう少し委託料の約300万円の内訳、どういうことで試算をされたのか確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 中村議員の御質問のまず最初の点ですが、支払い報酬につきましては税理士さんの報酬と、あとは役員さんの報酬ではなくて、役員さんがかわったときの会社の登記、登記に

関する費用ということでなっております。

あと、役員さんに対する経費につきましては費用弁償の中から捻出をされているということになります。

あと、先ほどの委託料は300万円ほどふえたというところで、ちょっと説明不足だった点があるのですけれども、前年につきましてはラベンダーの再生事業で2,200万円ほどの委託料を受けて、単年度限りの事業なのですけれども、通年置いている予算をそちらのほうでかなり消費ができたというようなことがありまして、それは大きな要因として、単純に比較したときにはその300万円がふえているような形になっておりますが、ラベンダー再生事業の中で25年については大分含まれていた部分があったということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

言うなれば費用弁償ということで21万5,000円があります。

それで、一応、確認をしたいのですけれども、こういうことで費用弁償は取締役、それから監査役で都度と思っておりますけれどもお幾らお払いをしているのか、それからもう1点は支払い報酬16万円の中に役員交代時の登記料も含むというような答弁があったのですが、それからいくと租税公課の中で入るのが適切ではないか、言うなれば報酬としてそこへ払っているわけではないですから、そういうことで会計の計上ものはそういうほうが適切ではないかという、ちょっと印象を受けましたけれども、また私は詳しくまた勉強させていただきたいと思っております。

それから、22ページの委託料の約300万円がふえということは、ある面で去年、一昨年といろいろ植栽の関係で御努力もされて、町民からある面で批判を受けながらやっていた経緯の中で、なおこれを完全に町民の期待に応えるような形ということでのラベンダーの植栽ということで、なお努力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 中村議員の御質問にお答えしますが、先ほど言いました支払い報酬については等というか、本当に会社関係の登記の費用、それを登記するときに支払われるものと、先ほど言いました税理士に支払う報酬に限られているということで御理解いただきたいと思っております。

それと、先ほど支出科目の関係での御指摘かというふうに思いますけれども、そちらのほうにつきましてはその決算につきましても公社の監査役さん、

もしくは税理士さんの手によってその辺のあたりが整理されているというふうに思っておりますので、そちらのほうについては特に支障なく運営、会計処理がされているというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、3点目の御指摘事項につきましては、先ほど今年度の事業計画の中で申しましたとおり、よりいい管理に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

漏れがございました、費用弁償の各役員ごとの報酬額についてなのですが、大変申しわけございませんが、その委細については今、承知をしてございませんので、後ほど御報告させていただく形でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開を10時40分再開いたします。

---

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、再開いたしましたと思います。

先ほど、中村有秀君の質問に対しまして、答弁漏れがありましたので、それを先に行います。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 先ほどの中村議員の費用弁償の関係の内訳についてでございますが、お答えをさせていただきたいと思ひます。

株主総会でありますとか監査会でありますとか、出席に応じて1人、1回当たり5,100円の単価でお支払いをしているものでございます。

こちらのほうにつきましては、それとあわせて、年度末といいますか、最後の株主総会のときに各役員に対しまして、あとは白銀荘の回数券とお菓子というような内訳となっております。

以上です。

---

#### ◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあり

ます4項目について、町長、教育長に質問いたします。

まず1項目めは、子どもの医療費助成の対象範囲を中学生までに拡大してはどうか。

子育て世帯の医療費の負担が家計に重くのし掛かっている、町は独自の支援策として就学前児童の医療費全額を助成しているが、国の動向を見きわめてから今後、検討するという答弁をいただいている。国は子育て支援や介護支援などの社会保障部門に充てるために、4月から消費税を3%アップした、市町村に対する交付税なども今までは違う状況となり、子育て世代の経済的負担の軽減のためにも子どもの医療費の助成を中学生までに拡大してはどうか、町長にお伺ひいたします。

2項目めは、自主防災組織制度の改正と防災に耐えるライフラインの基本的な整備を住民会ごとに2名の防災士、資格取得者を配置したが、これらに対する補助制度が26年度で終了する、これまでの課題と27年度以降に自主防災組織のための制度改正はどのように考えているのか、またライフラインの困難である水道事業も給水機能を確保するためには、事故や災害に強いシステムの構築が必要ではないか、町長にお伺ひいたします。

3項目めは、各学校の図書室に専任の司書配置を。学校図書館法に基づき、司書教諭の配置が義務づけられているが、町内の学校図書室には専任の司書が配置されていない。学校司書を配置し、子どもたちの読書活動の充実に向け取り組むべきと考えるが、教育長の御見解をお伺ひいたします。

4項目めは、放課後プラン事業として、放課後クラブ、放課後スクール、みんなで遊ぼう教室などの一元化と見直しをしてはどうか。全ての子どもは安全で安心に過ごすことができる居場所づくりとして放課後事業プランが始まり、それぞれ留守家庭の子どもたちが安全で安心に放課後を過ごしている。

しかし、放課後スクールの利用児童が100名を超え、その中には特別支援教育を受けている児童も含まれ、18名の指導者では不足の状況にある。

目配りや気配りなど、大変な負担となっているため、指導者の補充と今後この三つの事業を一元化するなど、抜本的な見直しを図ってはどうか、教育長にお伺ひいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの子どもの医療費助成の対象範囲の拡大に対する御質問にお答えさせていただきます。

子どもの医療費助成制度につきましては、北海道医療給付事業と連携し、その給付対象者を拡大し、町の独自施策として受診頻度の高い就学前までの幼児に対する無料化を実施しているところでありませ

す。こうした社会保障政策における子育て支援につきましては、さまざまなニーズがある中で、町といたしましてはその重要度、あるいは行政効果等を考慮し、総合的な判断のもと支援策を講じてきたところでもあります。

議員御質問にあります中学生まで拡大した医療費の助成策につきましては、町における子育ての実態や少子化対策への取り組みなどを十分検証し、さらに財政状況も見きわめた中でどのような対応が可能かを含め検討を行ってまいりたいと考えております。

また、北海道に対する助成制度拡充の要望など、各関係機関との協議も進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の自主防災組織制度に対する御質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織の防災士につきましては、地域における防災リーダーを養成し、地域防災力のさらなる向上を図るとともに、自主防災組織の活性化を目的として町内の25自主防災組織に防災士各2名を配置し、その資格取得に要する費用の助成を平成24年度から本年度までの3年間、実施してきたところでもあります。

今後の防災士養成につきましては、本年度制定いたしました自主防災組織等の育成及び防災活動の促進を図るための活動補助制度の中で、平成27年度以降も引き続き、防災士の養成を図ってまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、水道施設の整備に関する御質問についてですが、水道管の布設につきましては、深さ1.2メートルに埋設されており、既に導水管、基幹配水管及び更新済みの配水管は耐震構造の管を使用しているところでありまして、浄水場が停電の際には無停電装置が設置されておりますので、2時間程度の電源供給ができ、さらに長時間に及ぶ場合は発電機を使用して外部からの電源供給ができるよう構築されているところであります。

また、浄水場停止や水道管断裂による飲料水の供給がされない場合におきましても、2カ所の浄水場から供給していることから、最低限の飲料水の確保はできる態勢ではありますが、災害に強いシステムの充実重要であると理解しておりますので、これからも防災対策には十分、意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の3項目目の各学校図書への専任の司書配置に関する御質問にお答えいたします。

学校司書教諭につきましては、学校図書館法により学校には学校図書館の専門的職務を司らせるため、司書教諭を置かなければならないと規定されております。

現在は、12学級以上の学校については司書教諭を置くことになっており、学校教諭で司書教諭の講習を修了した者でなければならないとなっております。

司書教諭は教諭として採用された者が学校内の役割として、その職務を担当し、学校図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営、活用について中心的な役割を担っております。

なお、教員としてではなく、事務職員として採用された者が学校図書館に勤務する場合は、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書と呼ばれ、大都市など、一部の大規模校では複数の事務職員のうち学校司書が配置されている場合があります。

議員御質問の専任司書の配置であります。学校の規模などから当町においては司書教諭の特別な定数配置の措置がなく、上富良野小学校と上富良野中学校にそれぞれ1名が教諭等の定数の中で教諭と兼ねながら司書教諭の業務を行っており、ほかにも司書教諭の資格取得の教諭は町内で十数名となっております。

現在、町教育委員会におきましては、子ども読書推進計画に基づき、町図書館の移動図書や購入図書費の確保、ボランティア等による読み聞かせ、朝読書など、学校と連携を図りながら読書活動を推進することに努めているところであります。

専任司書の配置には、財政的な負担が伴うことから、現時点では難しいと考えておりますが、今後における研究課題と認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の放課後子どもプラン事業等に関する御質問にお答えいたします。

放課後子どもプラン事業は、子どもたちの安心・安全な居場所づくりとして、上富良野小学校と上富良野町西小学校では留守家庭の児童を預かる放課後クラブを月曜日から土曜日まで実施し、放課後から16時までは学校で活動する放課後スクールを月曜日から金曜日まで行っております。

また、江幌小学校と東中小学校は小規模のため、週1回、放課後から16時まで学校で活動するみんなであそぼうを実施しています。

5月末現在の総登録者数は258名ですが、5月の1日平均の利用者数は放課後クラブで51.5人、放課後スクールでは39.3人、みんなで遊ぼうは18.3人となっております。

子どもたちが、放課後活動するために配置している指導員は6月現在19名が登録していますが、他の仕事を兼ねるなど都合もあることから、これらに配慮した中で体制確保のため、募集を現在行っているところであります。

なお、指導員の配置につきましては、平均利用児童数10人に対し、1人の国の基準を満たした中で配置するとともに、特別支援児童の場合は登録状況に応じ増員するなど実態に合わせた体制をとっているところであります。

国におきましては、児童福祉法の改正に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が本年4月30日に公布され、就学前に保育を利用していた子どもたちが、就学後に引き続き安全で安心な居場所として利用できるよう、放課後児童クラブの職員の資格、人数、施設設備、児童の集団の規模などの基準が定められました。

このため町では、この基準をもとに今年中に条例でこれらを定めるとともに、平成27年度から5カ年の子ども・子育て支援事業計画策定のため、子ども・子育て会議を設け、利用者のニーズ調査等を実施しようとする提供体制の検討を進めているところであります。

教育委員会におきましては、この会議に参画しており、町長部局の子育て支援と連携した新制度による放課後プラン事業を提供する考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 再質問承ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1項目めの医療費助成の中学生までの拡大のところですが、今、町における子育ての実態や消費者対策への取り組みなど、十分検討して財政状況も見きわめた上で検討したいと、こういう御答弁をいただいたのですけれども、町長もこういう子育て支援事業計画のアンケート調査をいたしました。この結果もごらんになっていただいていると思いますけれども、やはりこの中でもアンケートの中でも子育て世帯の医療費を中学生まで拡大してほしいと、このような要望もたくさん出ておまして、確かに今までいろいろと子育て支援策はいろいろとやっていただいております。

この医療費だけを優先するということには、ちょっとならないかとは思いますが、国のほうで今度は消費税が3%上がりましたので、そのよ

うな状況的に財源の心配はありますけれども、地方として、国の消費税の29.5%入ってきますから、0.89%ぐらい交付税として地方に送るのではないかと、そうするとそれらを医療費としてはなかなか難しいのでしょうか、以前に大体、試算しましたら約3,000万円ぐらいかかると、このようなお話でしたけれども、現在、調べますと5月1日現在で就学前の児童が560名、それから小学生1年生から6年生まで600名、中学生は323名ということで、少し減少といえますか、ちょっと減少気味にあります。

それと、やはりお子さんとしても就学前にいろいろな病気にかかれまして、小学校になりましてからちょっと病み抜けといえますか、そういった状況もあるわけですし、この3,000万円、そんなに試算的には私はいかからないのではないかと、こういうふう思うところですが、確かに財源が大事でございます。これをやるとなれば1年ぐらいでやめてしまうということにもならないかと思えますけれども、もし中学生まで無理だといのであれば、せめて小学生ぐらいまでは何とかならないものかと思うのですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の子育てに対する医療費助成の御質問にお答えさせていただきます。

現状認識におきまして、村上議員が今、御質問いただきましたことでほぼ、その中に町の現状が御説明されておりまして、そのとおりでございます。

しかしながら、私といたしましてはこの子育て、あるいは定住対策にも及んでくることかなというふうに理解しております。

そういう中で、今、この少子化傾向に歯どめをかけたり、あるいは女性が働きやすい環境をつくったりというような、そういうさまざまな切り口からこの子育てというものを見ていかなければならないというふうに思っております。

現在、子どもに対します乳幼児も含めまして、町としての独自施策も含めまして取り組みをさせていただいておりますが、大きなくくりから申しますと国においては社会保障と一体改革の中で、そういった子育て支援を充実させていくようなことも明言されておりますので、そこに期待する部分もありますが、しかし、やはり上富良野町の子育てをされている当事者の方々の思い、そういったものをやはり大きく私の町としてはそこに思いを寄せていく必要がありますので、議員から御提言ありましたようなさまざまな町としてアンケート調査の結果も見せてい

ただいておりますけれども、そういったことから実態もある程度、読み取ることが出来ますけれども、まず今、御提言あったようなことがこれからのまちづくりの中で、どのような位置づけにできるか、まずそこからスタートして、最初からできないということを想定するのではなくて、もし取り組むとしたらどういうことが現実的に可能かというようなことをしっかりと気持ちの中に置いた中で、総合的に判断して、ぜひ私としても可能であれば、もうそういう事業は大切だろうというふうに考えております。

ただ、村上議員が本当におっしゃっていただきました事業としてスタートするには、やはり安定性がなければなりませんので、その辺も十分、考慮させていただいて、そう時間を置かず子ども・子育て支援事業計画の中に反映できるようなことを想定して検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 町長の気持ち、本当に大変細やかに、1歳の誕生日もやっただいております。それから、ファミリーサポート、妊婦健診、いろいろと細やかに本当にやっただいていらっしゃると思っております。

それで、医療費優先項目、いろいろ考えて見ているということをおっしゃいましたけれども、ぜひこの検討の中で、この調査の結果も出ておりますので、皆さんやはり子育て世帯の支援をひとつつ力を入れてやっていただきたいものだという思っておりますので、ぜひ段階を追って、何とか小学生だけでも、中学生までというのが厳しいのであればと思って、というのは国のほうの消費税の関係で3%上がりましたものが少し市町にも、地方にも反映されますので、幾分か、その分がちょっと財源的にちょっと見込みとして27年度以降に使えるのではないかと、このように思うのですけれども、ちょっと気持ちを前に進めていただきたいのですがどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の子どもに対します医療費助成についての御質問に再度お答えさせていただきます。

来年を目途にしております新しい支援計画につきまして、私は先ほど申し上げましたようにこういった事業を排除するような、そういう考えを毛頭持ち合わせておりませんので、可能性を探るとしたらどうということからできるかということで、検討を進めてまいりたいと。

私のほうから今さら申し上げるのは非常に失礼で

すが、議員御案内のように、国の考え方として、非常に私、少しハードルになっておりますのは、このように子どもに対する国の制度を超えたそれぞれ自治体独自の助成策を講じることが、即それが国保の国庫補助金、あるいは地方交付税に裕福な自治体としてペナルティ的な措置を講じられるわけなのです。

ですから、そこも乗り越えられるかというようなことも総合的にやはり行政預かる立場として悩ましいところがございます、しかし、排除するものではありませんので、できれば応えることができるような組み立てを、選択肢を設けまして検討させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしく願いいたします。

2項目の自主防災組織制度のところに入っていくたいと思いますが、今、防災士、25住民会2名の防災士、資格取得者を町のほうで費用を助成していただいたのですけれども、これにつきましては3年たちましていろいろと課題としまして、防災士になった方がちょっと不都合が出てきましたり、ちょっと体調が悪いとか、そういった問題も出てきておりますので、住民会主体とは思いますが、そういった場合には地区おしなべて2名ではなくて3名、西富区は3名いらっしゃる聞いておりますけれども、住民会が判断した場合につきましては、そういった方についても27年度以降の中で資格取得者のことを考えていただけないのかどうかということと、それと防災士もできまして、それからマップも5色に色分けしまして、ここ要介護者がいる、ここはどうだということの色分けして準備は整ったのですけれども、なかなかこの訓練をするという大変難しく、だから町のほうで地区を決めて、そこで防災訓練、避難訓練をやってみるということを御指導いただけないかなと、こういうふう思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の防災につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、防災士の育成についてでございますが、現在、各地区2名を一つの目安として、目標として養成をさせていただいたところでございます。ほぼ、これは満たされる状況でございますが、今後におきましては、やはりそれぞれ防災士の皆さん方におきましては、将来においてどういうアクシデントがあるかということも、やはり考慮に入れていかなければなりません。

そういったことを総合的に考えますと、やはり2

名を超えた3名、4名というような普通体制で備えるということは、非常に大切だと思いますし、そういうような前向きな取り組みを希望される地域におきましては、何とか来年からことしの養成が済んで、27年度からの養成の中でこの補助活動、活動補助の中でやり繰りをしながらでも、やはりそういう気運は失うことがないように取り組んでいくことが大事だというふうに考えております。

それから、防災訓練、避難訓練等のことですが、非常に重要なことです。しかし、どちらかというと、打ち上げ花火のようにそれやれ、それやれということで、一時集中的にエネルギーを使うことも一つのきっかけづくりとしてはあるのかもしれませんが、私としてはやはりそういった意識をずっと長く持っていていただくためにどうしたらいいかということのほうが、むしろ本当に大切なことというふうに思います。

そのために議員から今、お話がありましたように、年度ごとに地域を決めて、そういう避難訓練等の指導なり努力を求めていくことは、これは方法として有効なことかなというふうに思います。

一時、多くの地区というよりは、確実に一つ一つ意識を高めていって、それは今、専門の職員も配しておりますので、いろいろ工夫をしながら防災意識が全町で高まるように私どもも取り組んでまいりますので、議員のお話しありましたようなお恵も拝借したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 次に、ライフラインの水道の災害に強い構築の件です。

配水管更新済み耐震構造の管を使用しているということですが、耐震済みが何%ぐらいになるのでしょうか。

それとまた、浄水場が停電しても2時間ぐらいつよと、こういうことでございますけれども、やはり想定外、やはり二つ三つ考えておかないと、この浄水場がやられた場合にどうするのかということ、それと水道管1.2メートルのところ掘って入れているということなのですが、橋梁調査のような感じで専門家を入れて調査するとか、それとか水道管もさびない水道管とか、ちょっとお値段高いかもしれませんが、技術が進んでいまして、それでそういったいい資材もできてきていますので、そういったものも利用するとか、想定外をもう二つ三つの案も考えておいていただきたいと思うのですが、更新済みのところと、それから浄水場やられた場合とか、そういったことについてどのようにお考えになるのか、ちょっとお尋ねしたい

と思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員のライフラインの特に水道に関します御質問にお答えさせていただきますが、整備率等につきましては担当課長のほかからお答えさせていただきますが、浄水場の水源確保につきましては、おかげさまで上富良野町は地下水をくみ上げるような水源確保にもなっておりませんし、自然湧水を利用させていただいておりますし、高低差も十分あるということで、その途中の管がトラブった場合には、そこで絶たれますけれども、上富良野の水道で申し上げますと旭野地区と東中地区と、両地区に水源を持っておりまして、それがまたパイプラインが接続されておりまして、どちらからでも給水できるような仕組みになっております。

その両方が一遍に断裂してしまうということになりますと、これはちょっと果たして町独自で対応できるかどうかということは今、少し懸念はありますけれども、十勝岳の噴火のときの過去の事例で申し上げますと、陸上自衛隊のほうの川の水を浄水化する、清水化するというようなことも既に取り組みとして、過去に取り組んでいるという実績もありますので、私といたしましては飲料水の確保ということ、もう本当に何をさておいても重要なことですので、支障を来さないような整備というのはこれからも不断に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま村上議員の御質問にお答えします。

水道管の総延長につきましては、94.45キロメートル、昭和47年から50年に布設された配水管につきましては34.9キロメートル、約37%ぐらいでございます。

そのうち、現在まで更新された延長につきましては6.7キロ、約20%、2割程度更新を行っております。

また、想定外の災害が起きた場合の対応ということですが、日本水道協会の北海道地方支部道北地区協議会というのがございまして、災害時に相互応援する協定を結んでおりまして、市町村30市町村で協定を結んでおりまして、資機材などをこちらのほうから応援協力を要請することができます。そのように対応しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今、20%ぐらい更新済み

だということをお聞きしたのですが、まだ80%ぐらい残っていると思いますので、これからのことになりませうけれども、当然、災害に強いライフラインということで考えていらっしゃると思いますけれども、その専門家の調査員も入れて調査するという事は考えられないのでしょうか。そういったことをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 現況の調査等について村上議員の御質問でございますが、現況調査等につきましては、水道の配水管の布設状況というのは町で老朽化、これについては塩ビ管については腐るものではありませんし、鑄鉄管については耐久性の非常にあるものがございますから、接続箇所にもふぐあいがいかとか、あるいは埋設深が十分かとかということ建設水道課の課の中でそういうデータは保有しておりますので、もう少し専門の方々にもそういった調査が多に事例があるのか、あるいはそういった必要性というものはあるのかということをお少し勉強させていただきまして、もしそういうことがやはり客観的な判断が必要だということであれば、また、そういうような御提案もさせていただきたいというふうにお考えしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしくお願ひいたします。

では、次に教育長に3項目めの学校図書室に専任の司書配置の件をちょっと再質問をさせていただきます。

12学級以上の学校に司書教諭を置くということになっているのですけれども、そういうことは認めておられますが、上富良野町では専任司書の配置には現在、至っていないわけなのです。

それで、すばらしい図書推進計画も作成いたしました。そして、やはりそういった町の図書館と学校図書館もオンラインで結びました。そういうことはいろいろとやっているわけなのですけれども、こういったものも専門の司書がいなければ、なかなかうまく、現在活用されていないと思うのですけれども、ボランティアの方も朝行きまして、読み聞かせとかやっております。

それで、そういった方もちょっと限界ございますし、教員の方が兼任して図書の係をやっていると思いますが、ちょっと大変でございますし、7月校舎が新しくなります。それにあわせて上小だけでも司書を置いて、やはり子どもたちの読書に対する推進を進めていけるのではないかなと思うのですけれども、そういうと財源が、財源がと、こうなる

わけだと思いますけれども、やはり子どもさんにもちょっとお金をかけていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の図書司書の学校司書に関する御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、本町教育委員会においても新たな計画の中で、さまざまな読書を推進する取り組みをやっているところであります。

読書の重要性については、本当に皆さんが想像するところと同じでありまして、情操教育だとか、想像力だとか、規範意識、読解力、学力等々に必要な要件であります。

これに対して、いろいろなことをさまざまな取り組みをするというのは、これははもう絶対欠かせないことだと思っております。

ただ、人を配置すればそれらが全てうまくいくという、やはり最初はまず読書のスタートというのは家庭だというふうに捉えております。町としましてはブックスタートという部分で、お母さん方、健診の幼児健診のときに絵本をこういう絵本がありますのでぜひお母さん方、抱っこして子どもに読み聞かせしてくださいということでやっている事業もあります。

そういう事業をさまざまやっております、その中でまず家庭でそういう子どもたちに環境をつくってあげる、家庭で全くそういう環境がない中で学校に学校司書を置いてもなかなかうまくいかないのかなど、まず今、進めることはお金の問題もあるので、すけれども、お金の問題より、まずそういう部分をしっかり周りが子どもたちを支える仕組みをつくっていくことが重要なというふうにお思っております。

そして、その時期が来たときには、先ほどもお答えさせていただきましたけれども研究課題としてこの時期だなというときに対応していきたいというのが、現在、私の考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今、ブックスタートの件も出ましたけれども、7カ月の乳幼児健診で読み聞かせボランティアの方がいて本を選んで読み聞かせをしているのですけれども、うちの町村だけですよ、本をあげていないのは。よその町村、全部あげているのです。そういったことなのですよ、そういう状況なのです。

それで、ブックスタートはやっていただいておりますけれども、よそは2冊ずつ、読み聞かせ終わった後、差し上げているのです。

そういったことですので、家庭からおっしゃいますけれども、学校にいる時間も結構長うございます。やはり、子どもの習慣づくりをするためには、今、旭川市では学校で15年度から学校図書館に補助員を全校に配置すると、こういったことが今、取り組みをされているみたいなのですけれども、やはり、もしその司書がだめというのであれば、こういった補助員を置くとか、その補助員は毎日ではなくても1週間に1回とか、そういった形で、この補助員の方は資格も要りませんし、そういったことから始めていただけないかなと思うのですけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ほどブックスタートの話も出ていましたけれども、本をあげているところもあれば、あげていない町村もあるということで御理解をいただきたいと思えますし、町の考え方としてはブックスタートに本をあげないというのは、お母さんにぜひ自分の子どもに読ませたい絵本を、まずお母さんとして選択してもらうという考え方で、そういう道を選んでいるということをまず御理解をしていただきたいと思えます。

また、旭川市の事例もお話ありましたけれども、基本的には学校司書というのは、資格があるとか、そういう部分ではなく、教員だったり、保母だったり、そういう資格のある方を町の都合で選考して、人事的に雇う、常雇する場合がありますけれども、そういう形で対応しているというふうなものであります。

町の図書館も臨時の職員を使って運営をしているところでもありますけれども、同様にそのような対応をというふうなお話だったと思えますけれども、基本的には先ほどもお話させていただきましたけれども、まずはその本を読む環境づくりの一環として家庭だとか、周りはぜひ本を大人が本を読んで、見本を見せるような、そういう環境づくりをぜひ進めていきたいなというふうに考えておりますので御理解を賜りたいなと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4項目めの放課後児童クラブのことでございます。今、放課後クラブが月曜日から土曜日まで、放課後スクールは月曜日から金曜日、4時までということで、それでみんなで遊ぶのは小規模校ですので、この状態でいいかなと、そういうふうに

思うのですけれども、現在は放課後クラブと放課後スクールと一緒にやっているような状況があるのではないかと、このように思っているのですけれども、これはどうなのでしょう、スペースの件もあるのでしょうか、どうなのでしょう。そこら辺のことをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

それから、放課後スクール121名、登録しております。ところが今、39名だということをお聞きまして、これはどうなのでしょう、やはり部活が4時からありますので、バスケット、いろいろありますね、部活。そこらに行くのに、この放課後スクールが4時までで、お家に帰って、またクラブの用意をして行くとかということになっているとすれば、その放課後スクールというのは、今こういった人数的には登録数の割には3分の1ぐらいしか一日利用されていないのかなというのですけれども、その点はどのように押さえておられるのかということと、それと今度、学童クラブが40名ということに、国のほうで基準で決まりました。

これでいきなりそういうことを言われても市町村は困るのだということで出ておりましたけれども、今、51.1人、児童クラブ、これはどうしても共働きの御家庭とか、ひとり親の御家庭とかで本当にこのクラブだけはやはり充実していかなければいけないと思うのですけれども、51.1人となりますと、今、条例改正して対応したいのだと、ことし中に出すということをおっしゃったのですけれども、その40名という国のほうの方針に従うとすれば、ちょっと二つに分けなければいけないのかなとか、それと、その条例を少し猶予期間を設けなければいけないのかなとかと思うのですけれども、その点いかがですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員からの放課後に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど答弁させていただいた部分で5月末現在の総登録者数258名ということでお話をさせていただいたので、三つの事業、トータルでの人数でございます。

それで、まず放課後クラブにつきましては、98名の登録がございます。上小については82名、西小学校が16名、計98名であります。

放課後スクールにつきましては、上富良野小学校が62名、西小学校が76名、計138名であります。

みんなで遊ぼうでありますけれども、江幌小学校が7名、東中小学校が15名、そして計が22名、三つの事業を合わせまして258名というふうになっているところであります。

議員のほうから先ほど放課後クラブとスクールが場所がないからなのか、どうなのかというようなお話がありましたけれども、現在の運営方法でありますけれども時間帯が基本的に分けて運営しております。先ほどもお話しいたしましたけれども、スクールについては16時で終了と、引き続きクラブに移る子ども当然おりますけれども、そういう部分で今後、効率的に1カ所で、場所は二つ上小と西小でありますけれども、効率的にやっているところであります。

それと、40名の基準の話でありますけれども、既に一つのクラスというふうに考えていただければいいのかなと思うのですけれども、上小であれば、今、82名おります。40人を一つのクラス、学級として考えていただければ問題はない、一つの団体、クラスが40名というようなことで、上小であれば2クラスになるのかなというイメージを持っていただければいいのかなということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 教育長も教育行政執行方針で放課後児童スクール、放課後事業に対しては人材を確保すると、このように述べられておりました。

今現在、なかなか人材を募集もしていच्छるようですけれども、なかなか難しい状況なのでしょう。ちょっと、その人材確保についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員からの人材確保についての御質問でありますけれども、現在の人数については19名の登録ということでお話しさせていただいたのですけれども、要するに19名ですけれども、夏場、違う仕事をされている方がいる状態です。冬場になると専念できるのですけれども、夏場は別の仕事に行かれています方もおまして、それで予定している方が急に都合が悪くなった状況がありまして、現実にはうちの職員がそれら不足する部分をカバーしているというような実態もことはありました。

現状でありますけれども、7月1日から今、募集しております、また1名応募されてきてまして、決定しましたので、7月からは一応20名というような形で対応を図っていく部分なのですけれども、なかなか執行方針の中にも人材確保について書いてあるとおり、非常に専門性も含めてなかなかこちらの希望どおりの方が順調に集まっている部分ではありません。

したがって、それら何らかの策を講じなければな

らないというような、賃金、例えば上げるだとか、ある意味そういう部分で対応も考えていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 人材確保にぜひ御尽力いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私はさきに通告してありました件について町長及び教育長に対して質問いたします。

まず、第1点目は介護保険制度の計画についてお伺いいたします。

今回の介護保険制度の見直し案の中には、自助・自立を基本に据え、公的給付の削減を打ち出し、介護の責任を家族や地域に押しつけようとするものではないのでしょうか。

平成27年度から介護保険制度が改定され、各自治体においても介護保険計画の策定が求められていますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、要支援1、2の訪問、通所介護、地域支援事業に移行されようとする計画です。その受け皿としてボランティア、あるいはNPO法人などを活用するとなっております。

そこで、町の体制について伺いたいと思います。また、専門職の支援が受けられなくなるという状況の中で、要支援1、2の人たちが、その弊害は出てこないのかお伺いします。

二つ目には、要支援者は何らかの疾病を抱えていると考えます。上富良野町の現状についてお伺いいたします。

三つ目には、高齢化が進む中で安心して入所できる施設の整備が必要となってきております。特別養護老人ホームの増床や認知高齢者がふえるという状況の中で、グループホームの新設が上富良野町にも求められていると考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

四つ目には、改正案の中には特養の入所者は原則、要介護3以上となっております。そうしますと、要介護1の人が入所したくても入所ができないというような状況が見受けられるかというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

五つ目には、介護保険料の見込み額についてはどのようになるのかお伺いいたします。

次に、子どもの医療費無料化についてお伺いいた

します。人口の減少が地域の活力をも奪いつつあるということ、これが社会問題になってきています。上富良野町においても、人口の流出を少しでも抑制する施策が強く求められていると考えます。

特に、若い世代の定住ができる環境づくりはこれから必要だと考えております。

上富良野町子ども・子育て支援事業計画の策定のためのアンケート調査の結果の中にも、数々の保護者からの要求が出され、小児科の設置や子育てに対する経済負担の軽減、また町立病院における小児科の設置などなど、多数の要望が寄せられているという状況、またその中でも子どもの医療費の無料化を求める声が多数を占めるという実態が伺います。

町はこの間、この医療費の無料費の無料化拡大については、総合的に判断して検討したいとあいまいな答弁を繰り返すという状況であります。どのようにこの間、検討されているのかお伺いいたします。

子育て世代を支援するためにも、医療費の無料化を当面、最低でも小学校、次に中学校へと拡大して、子どもたちの健康、これを守ることが必要だと思いますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、除雪サービスについてお伺いいたします。高齢化が進む中で、除排雪の要望は高まってきているような感じがします。

現在、除雪サービスは町民税非課税世帯で障がい者、高齢者世帯を対象に実施されています。その対象範囲は、玄関から道路に出る間の通路が対象で、家の周りや屋根の雪おろしは対象外となっているという状況にあります。北海道の冬期間においては、高齢者、独居世帯などを対象に上富良野町においても除雪ボランティア等で除雪対策を実施しているという状況にあります。しかし十分とは言えません。

今後、除排雪サービスの対象範囲を見直し、屋根などに広げるなど見直しが必要だと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、定住化対策についてお伺いいたします。上富良野町においても、産業構造、就労形態の変化で人口の減少、流出が今後とも予想されます。今、各自治体では、人口流出を少しでも抑えようという状況の中で、若い世代への定住化を促す支援策が実施されてきております。

この間、何回か質問もさせていただきましたが、具体的な答弁には至っていないという状況であり、上富良野町においても若い世代が住宅を購入するとき、その購入費用の一部を助成するなど、制度を設け、定住化を促す具体的な誘導策が必要だと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、いじめ予防対策について教育長にお伺いいたします。

各自治体では、いじめ防止に関する条例が制定されてきております。町の教育委員会としても、いじめ防止に関する条例を制定しようという動きがあります。その骨格についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

二つ目には、今、いじめ予防対策という形の中で、弁護士によるいじめ予防授業が各地で広がりを見せているという状況です。いじめる側が悪いのか、許されているいじめがあるのかなどなど、子どもたちに問いかけるものであり、人権の立場からわかりやすく語るいじめ予防授業となっております。

これで全てが予防できるというものではありませんが、上富良野町においても今後、十分検討する余地があると思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、社会教育総合センターの整備についてお伺いいたします。

社会教育総合センターは、高齢者の方も非常に多く利用されるという状況の中で、その中で和式のトイレに対して洋式のトイレが少ないという声が聞かれ、この点についても早急な改善が必要だというふうに考えておりますが、これらの点についての今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの介護保険計画に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

国におきましては、介護保険制度の改正案を含めた地域医療、介護、相応確保推進法案が衆議院を通過し、現在、参議院で審議されているところであります。町におきましては現在、これらの改正内容を勘案した中で、平成27年度からの3カ年にわたります第6期の介護保険事業計画の策定に向けて、準備を進めているところであります。

まず、1点目の要支援1、2の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行についてであります。今回の改正内容は市町村が地域の多様な主体を活用して、地域の実情に応じた取り組みができるように改正されたものであり、その中で既存の介護事業所のサービスも利用可能となっておりますことから、専門的なサービスを必要とされる方には引き続き、専門的なサービスを提供していくことが重要であり、これまでのサービスに低下を来すことがないように取り進めていかなければならないと考えております。

今後は既存の介護事業所によるサービスに加えま

して、介護予防や生活支援サービスの充実のため、NPO法人やボランティア活動などを通じ、地域全体で高齢者を支え合う仕組みづくりが重要となることから、町内の高齢者福祉を主な活動としておりますNPO法人1団体、またボランティアセンターを中心とした多くの団体の御支援をいただきながら、社会福祉協議会を初め、関係団体と協議を進めるとともに、実態を把握し、恒常的な支え合いの仕組みづくりについて検証してまいりたいと考えております。

次に、2点目の要支援者の現状についてであります。要支援者は食事や排せつなどはほぼ自立しているものの、掃除など生活の一部に手助けが必要な方でありまして、また、それぞれが何らかの疾病を抱えており、要介護状態となることを予防するため支援を要する状態となっております。

本年3月末現在では、町内で57名の方が要支援の認定を受けている状況にあります。

次に3点目の介護保険施設等の整備についてであります。特養、老健、療養型の介護保険3施設を含め、グループホームや小規模多機能といった地域密着型施設のほか、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅など、多様な施設の整備が進められておりまして、本町におきましても昨年度、小規模多機能施設と住宅型有料老人ホームが開設されたところであります。

しかしながら、高齢化が進む中で介護を必要とする高齢者は確実にふえ、とりわけ認知症高齢者につきましては、年々増加が予測されております。

議員御発言にあります町の特別養護老人ホームの増床につきましては、現在、このような考えは持ち合わせておりませんが、グループホームを含め、その他の施設整備につきましては必要な課題と認識しておりますので、多様なニーズを捉えながら、次期介護保険計画の中で反映ができるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の特別養護老人ホームの入所基準についてであります。制度改正後は新規入所につきましては原則、要介護3以上の方となります。高齢化とともに、介護度の高い方も増加していくものと想定される中、特養の入所が必要な中重度の方が長い時間待機することなく、入所が可能となりますよう、介護度に応じて一定程度の施設のすみ分けなども必要不可欠なものとして理解しているところであります。

次に、5点目の次期介護保険料の見込み額についてであります。次期計画の中で先ほど申し上げました施設整備等も含めまして、3カ年の介護給付費を算定し、介護保険料を決定することとなります。

が、今後におきましても高齢化が進む中で要介護認定者も増加していき、それに伴い介護給付費も増加していくものと予測されることから、国の試算におきましては現在、全国平均で5,000円程度の保険料が、2025年には8,200円程度に上昇することが見込まれると示されております。

本町におきましても、将来を見きわめ、介護保険事業の安定的な運営を図る上からも、一定程度の保険料の上昇は避けられないものと予測しているところであります。

いずれにいたしましても、今年度は次期計画の策定年度に当たりますので、介護保険事業運営協議会を初め、町民の皆様の御意見を賜りながら策定作業を進め、素案がまとまり次第、議会へもお示ししてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の子どもの医療費無料化に関する御質問にお答えさせていただきます。

村上議員の御質問にもお答えさせていただいておりますが、幼児の医療費助成につきましては北海道の医療給付事業と連携し、町独自の給付措置を行っているものであります。

議員御質問の子どもの医療費の無料化拡大についてであります。現在、町独自といたしましてもさまざまな子育て支援策を実施させていただいております。医療費の無料化の拡大につきましては子育て支援の一つとして否定するものではありませんが、村上議員にもお答えさせていただきましたように、子育て支援、あるいは定住対策などを総合的に検討し、どのような取り組みが今後のまちづくりを進める上で重要かを見定め、また、このたびの子ども・子育て事業計画、支援事業計画策定時のアンケート結果なども十分に参考にさせていただきながら、早期に方向づけができるように検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の除雪サービスに関する御質問にお答えいたします。

積雪寒冷地である当町にとりましては、冬期の除排雪は町全体の課題であるとともに、低所得者で虚弱な高齢者の方々などにあっては切実な問題であります。

このようなことから、除雪が困難な高齢者などで非課税世帯の方を対象に日常生活の維持及び緊急時の通路を確保するため、在宅福祉事業の一つとして除雪サービスを社会福祉協議会に委託し、実施しているところであります。

除雪サービスは、町の福祉施策として実施している事業でありますことから、対象者やサービス内容に一定の基準を設けることについては御理解をいた

だしているものと受けとめておりますが、家の周りや屋根の雪おろしで御苦労されている実態もあるかと思われまので、これまでの事業実施の中での課題も含め、除雪サービスのあり方について社会福祉協議会等と課題の整理や改善策などについて協議を行い、安心して暮らせる体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの定住化対策に関する御質問にお答えいたします。

定住促進化対策につきましては、これまでも米沢議員も含めて多くの議員から御意見をいただいているところであります。

この中で、以前から申し上げておりますように、私の定住促進対策に対する基本的な考えは定住促進に最も重要なことは、町民の方々が転出せずにこの町で安心して暮らしを立てられるまちづくりが基本でありまして、また移住者の方におかれましても、町に活気が満ちあふれ、魅力的な町と感じられるまちづくりを進めることが重要であると考えており、この町に住み続けたい、この町に住んでみたいと実感できるまちづくりの実現に最大限取り組むことが結果として定住、移住促進につながるものと考えております。

そのためには、平成23年に策定いたしました定住、移住促進計画に基づく子育て・福祉・健康づくり対策の充実、産業振興及び雇用対策などの事業、関係諸団体や町民と連携、協働しながら着実に進め、実効性を高めていくことが最も必要なことだと考えており、現在、それらに向けての事業が少しずつ進展してきておりまして、さらに積極的に取り組んでいくことが重要だと考えております。

このようなことから、議員御提言にあります定住対策としての住宅を購入する際の助成などの制度につきましては、考え方の一つとして理解するものではありませんが、私といたしましては財政支援を伴う住宅購入奨励策を定住対策の一つに位置づけする考えについては、現在のところ持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の5項目めのいじめ予防対策に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、町におけるいじめ防止に関する条例の制定であります。国におきましては昨年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されるとともに、「いじめ防止等のための基本方針」が策定されたところであります。

これを受け、北海道においては本年4月から「北

海道いじめの防止等に関する条例」を制定し、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に進め、児童生徒の尊厳を守るとともに、児童生徒が互いの違いを求め合い、支え合いながら健やかに成長できる環境をつくることを目的にしています。

当町におきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、各学校において「学校いじめ防止基本方針」の策定とともに、学校におけるいじめ防止などの対策のための組織を設置したところであります。

また、富良野市が6月議会に上程すべく「いじめZERO（ゼロ）推進条例案」をまとめたところであります。

4月末に行われました富良野沿線教育長会議において、条例などの策定に向け各市町村の担当が集まり、情報交換、情報共有を図り、検討協議の場を設けることを申し合わせしているところであります。

教育委員会といたしましては、条例制定に向け今後、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、弁護士によるいじめ予防授業ですが、日本弁護士会では平成27年7月「滋賀県大津市の公立中学校の自殺事件に関する会長声明」を発表し、子どもの権利条約に立ち返った抜本的な対策を提言し、これを受け大津市は弁護士を委員に含む第三者委員会を設置し、その報告書の中においては単に自殺原因を究明するだけではなく、将来にわたる予防策として学校での弁護士の活用などの提言を含むもので、全国において弁護士による出張授業を行い、一緒にいじめ問題を考える活動が一部の弁護士会で行われております。

これまで、当町におきましては学校における道徳教育のほか、全町の幅広い組織で構成する「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」が主体となっており、毎年、児童生徒の代表による「なかよしサミット」を開催し、「いのち」に関するテーマを設け、グループ討議を行っております。

こうした取り組みがいじめの未然防止につながっていると考えておりますが、このような弁護士会の活動の取り組みも参考としながら、引き続きいじめ問題に意を用い、取り組んでまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目めの社会教育総合センターの整備に関する御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターの和式トイレの洋式化ですが、近年は個人住宅や公共施設でも洋式トイレの普及が進み、和式トイレの比率を超えるようになっております。

現在、社会教育総合センターには、一般のトイレが男女それぞれを1カ所と数えると1階に4カ所、

2階に2カ所あり、1階は大便器数20基のうち4基が洋式、2階は5基のうち洋式がゼロとなっております。全体では25基のうち、4基が洋式として設置されております。

昨今、高齢化の進展により公共施設を利用する年代も高齢者がふえるなど、和式より利用がしやすい洋式を使用する方がふえております。

こうした利用者ニーズに応えるよう、教育委員会では2階トイレの洋式化を図るとともに、1階に洋式トイレを増設する検討を進めておりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（西村昭教君）** 昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、午後1時といたします。

---

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

---

**○議長（西村昭教君）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

傍聴の皆さん、大変、御苦労さまでございます。

午前中、米沢義英君の質問並びに町長の答弁が終了いたしましたので、再質問から開始いたします。

4番米沢義英君。

**○4番（米沢義英君）** まず、介護保険制度の問題についてお伺いいたします。

今後、国の地域医療介護保険推進法という形で、来年度から施行されます。

その中で、質問の中にもありましたけれども要支援1、2、この部分については訪問介護、通所介護の地域支援事業に移行するというようになって、いわゆる要支援者が本来の全国一律のサービスが受けられなくなる、あるいは自治体の財政格差によって従来のサービスが受けられなくなるということが今、全国的にも問題になってきているというのが実態であります。

そこへ持ってきてさらに、NPO、あるいはそれにかかわる団体等によって支援体制を移行することもできるのだということになります。

私、ここで強調したいのは、本来、この要支援1、2という方々というのは、この第2点目にも書いてありますけれども、何らかのやはり疾病を抱える、脳疾患だとか、軽い認知症などにかかっているという状況の中で、要支援とはいえやはり必要な専門的なサービスを受けなければ、やはり改善をできないというような病状にあるということが、やはりポイントになってくるのだというふうに思います。

町では、確かにそれに変わった段階においては専

門的な支援は受けれるようになるというような答弁はされております。しかし、今回の介護保険制度の中身を見ますと事業所に委託をした場合などなどについては、報酬単価そのものが切り下がってしまうというような、そういう制度でもあるという状況になってきています。

そういうことを考えれば、やはり私は単に今回の問題は要支援1、2の方が、地方自治体の裁量によって従来のサービスを受けられるどころか、逆にそういった専門的な支援がやはり未然に水際の中でやはりカットされてしまうというような危険性があるということ指摘せざるを得ないというふうに私は考えております。

答弁の中にもありますが、清掃だとか、生活についても一部手助けが必要な人だとか、そういった状態の方が町内で57名おられるということですから、こういう方たちが今の上富良野町の介護計画でいえば、要支援の段階から、その前からやはり予防を健康管理をして、少しでも介護にかからないような、そういった仕組みをつくってきているわけですから、そういう人たちにやはり手厚い介護体制を専門職の支援の中でやはり支援して行って、生活の自立できるような改善策につなげていくというのが、やはり本来の介護制度のあり方ですから、やはりこういったところが今回の新しい介護制度の中では幾ら自治体の裁量でできるというような方になっているのかもしれませんが、実質、制約されるというような弊害が私は出てくると思いますが、この点、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

**○議長（西村昭教君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 4番米沢議員の今後におきます介護支援にかかわります御質問にお答えさせていただきますが、今、議員が御質問にありましたような内容、現行の介護の支える仕組みが低下するのではないかとというような御懸念に対しましては、それはこの新しい制度の仕組みの中で、国がつくろうとしている仕組みの中で地域の格差を生じるようなことがあったり、そういったことは国の責任としてならないように、しっかりと制度設計をしてほしいということは、これは私ども自治体、町村会等を通じて、それはしっかりと国にも申し上げております。

今、国が示されております中で、地域に密着したその支援策を講じられるようにしようということをございまして、現在、サービスを提供させていただいております専門的な部分も含めまして、それらを低下をさせるようなことは、これは想定もしておりませんし、ただ多様な介護が、支援が地域によってできるような体制整備につきましては、これはボラ

ンティアの皆さん方ですとか、さまざまな力をかりて厚くしていこうということでございますが、それらについては現在、今、しっかりと上富良野町においても、仕組みも整っておりませんし、そういったことを十分手厚くすることによって、現在、要支援1、2の方々につきましては、さきのお答えで申し上げましたが、やはり何らかのハンディを持って生活をされている実態もございます。

ですから、国が言っております支援制度につきましては、しっかりと今の制度が低下をさせないことをまず第一として、さらにその介護支援が介護にならないような、そういうようなことに事前に防止できるように、町としてはむしろこれから新しい仕組みの中で、しっかりとサポートしていけるような仕組みをどうやってつくっていくかということに今、力に注ごうとしているところでございまして、支援を現在受けておられる、あるいは今後、そういう状況が生まれた方々につきまして不安を与えるようなことはないようにはしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今、NPOだとか、ボランティア等を活用して、そうした要支援者に対する支援をさらに高めなければならないということで、上富良野町においてはまだまだそういった部分は町長の答弁では充実されていないということで、万が一、そういう移行がされた場合、ここが一つの大事な要素になってきて、支援体制の一つの大きな力になるわけですから、そういった体制づくりは当然、必要だと思いますし、よく実施する上に当たっては、何が障がいになるのか、委託する場合に至っては、どういったものがハンディとなって運営できなくなるのかということを引き抑えるということを現状認識できっちり抑えることが必要だというふうに思っています。

そういう意味では支え合いの仕組みをつくるということは、決して重要な要素でありますから、その仕組みをぜひつくっていただきたいというふうに考えているところです。

次に、お伺いしたいのは、介護施設の増床等についてであります。介護計画等に至っては、これから介護される高齢者の方がふえる、認知高齢者の方がふえるという状況になってきております。

そういう意味では現行の介護施設の中では、当然、十分、在宅で賄ったとしても、社会的な要因の中で、やはり在宅で見れない方、そういう家庭環境の方が上富良野町の中でもたくさんいらっしゃいます。

そういう人たちをどうやはり受け皿として、そういう施設に入所してもらえよう環境をつくるのかということが、在宅も大事ですけれども施設入所という点でも非常に重要になってきているというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、グループホームについては、今後、介護計画の中に反映するけれども、特別養護老人ホーム等については、これは介護計画の中には盛り込まないというような答弁であります。これでは安心して入所できるような、そういった介護者が、いわゆる介護されている方も含めて環境にはならないと思いますが、特別養護老人ホームの新設、増床等についても、介護計画の中に位置づける必要があると思いますが、この点、どのようにお考えなのかお伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の介護施設等についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、基本的な認識といたしまして、議員からお話もございましたけれども、施設介護を必要とするような状況の中で、在宅介護を余儀なくされているというような実態は、これは何としても起こすわけにもいきませんし、おかげさまで上富良野町においては緊急性を要する施設介護であるべき状況の方が、在宅介護を余儀なくされているというような状況にあるというふうには、私は現在、認識しておりません。特に在宅介護、国としては在宅介護を進めるというような方針も示されておりますが、それはそういったことが可能な方については、当然、そういう対応をとることになりますでしょうが、やはり何としても施設介護に頼らざるを得ないという実態もあることも一方では事実でございます。それらをしっかりと安心を支えていくことは、私の基本的な認識でございます。

そういう中で、上富良野町におきます現在、町が運営しておりますラベンダーハイツに象徴されますような施設の将来の考え方につきましては、町が設置するそういうような介護施設等についての増床は次期計画の中に盛り込むというような状況は、そういうようなことは想定しておらないところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように町としての施設増床を果たせなくても、地域全体としてそういう在宅が無理な方が在宅を余儀なくされているというような状況は、それは私はある程度、解消していけるものというふうに考えておりますので、介護施設の整備につきましては、このような御理解を賜りたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 町長の考え方は一貫して前回の答弁でも、質問でも答えられておりますけれども、在宅介護が非常に困難な方もいるけれども、近隣の施設に入所されているから、実質、上富良野町には待機者というのはいないのだというような、そういうニュアンスの答弁をされています。

しかし、私はそうではなくて、他の自治体にもう既に入所していて、こういう人たちも私はもう待機者であって、このぐらいならば地元の身近な施設で入所施設があれば、入所したいというのがそういう介護者の思いです。

この間、こういう方がおられました、今、有料付きの介護の有料付きのグループホームやら、老人の施設があるけれども、そこでは基本料金が最低でも7万円から8万円、そこで介護を利用したら、やはり十二、三万、もうかかってしまうのだという話です。

そうすると、やはりわずか二人合わせても10万そこそこの年金で生活されている方、上富良野町にのたくさんいます。どらかが、やはり状態が悪くなって入所せざるを得ないという形になった場合、そういう施設に入れるのかということになったら、決して入れないです。お金が足りない。

条件として、もしも入れるとすれば子どもさんだとか、いわゆる兄弟だとかで支援してもらって初めて、そういう入所できる条件が整います。これは、条件ですから、条件がなければそういう施設にも入れないという状況です。

こんな方がいました。私のところに電話来まして、今、お父さんがそういった施設に入っているのだけれども、もう私の年金と合わせてようやく十二、三万あるかないかだと、もうこれ以上、私もその本人の奥さんなのですけれども、手術してうちに在宅でうちの主人を見ようとしても見ることができないのだと、そのためにはやはり一定、上富良野町でも安心して入所できるような施設をつくってほしいのだということです。涙ながらに話してくれたのです。

私は、その電話を受け取ったときに、どのような思いでこの人が電話してくれてきたのかなと思うとき、本当に胸が熱くなって涙がこみ上げるような、そういう状況でした。

ですから、今、そういう方がたくさん恐らく潜在的におられて、この上富良野町にも少しでも安心してできるような介護施設、そういったものがあれば入所したいのだと、そういう方がたくさんおられるのだという事実を町長はどのぐらいまできっちり真剣に受けとめられておられるのか、私はこの間の町長とのやりとりの中では、近隣の施設に入所しているか

ら十分、在宅、待機者もないという状況で十分賄えるのだというような話ですけれども、私は町長のそこは勘違いしているのだらうと思うのです。もっと、上富良野町の介護されている方の実態も掘り下げて、やはりその実態をきっちりくみ上げた介護計画をこれからの来年度に向けてやはり老人ホームを、ラベンダーハイツの特養を設置するなどの、そういった体制づくりは絶対必要だと思いますが、この点、町長どのお考えですか。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 4番米沢議員の介護施設の整備に関します御質問にお答えさせていただきます。

私がそれぞれ各担当課、現場等の実態を常に把握するように努めております。そういった中で、米沢議員と見解を異にいたしますけれども、待機者の実態、あるいはどのような介護状況にあるかというようなことを総合的に、日々私なりに判断させていただいておりますが、そういった中で、非常に急を要するような待機者、あるいは潜在的に待機者、そういったものが例えば一つの例でラベンダーハイツを例にとって申し上げますと、入所枠が生まれたと、新しい入所者をお迎えできる、声をかけるような状況ができたときに、常にそういうような潜在性のある方々にお声がけをさせていただいておりますが、そういった状況の中でも今、入所することは遠慮させていただきたいというようなことでベッドが埋まらないというような状況もこぞずっと発生する状況もありまして、そういったことを総合的に判断し、また一方ではそういった施設整備は町民の皆さん方に御負担を直接おかけする一つの要因でもありますし、なるべくそういう重度化しないように、あるいは在宅が可能であれば在宅で何とか頑張らせていただけるようなことに、やはり思いを注いでいくことも一つの高齢者対策だというふうに理解しておりますので、これはこれからの高齢化率がどうなっていくか、あるいは介護の状況はどうなっていくかということ、今こうだから10年後もこうだということを断定して申し上げることはしませんけれども、その状況、その時々状況、あるいは近い将来を見据えた中での対応は常に頭の中に置いている状況でございます。

○議長(西村昭教君) 4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) まだまだ町長の認識は浅いのだというふうに私は思います。ぜひ、今回の制度改正で、やはり被害を受けるという状況になれば安心して入所できるような介護施設を少しでもつくってほしいというのは待機者の思いです。

そういう状況があるのに、国は今後、来年度から

原則としてですけれども、介護3以上の方でなければ特別養護老人ホームに入れませんというような制度をつくります。この電話かかってきた方は介護度1だそうです。恐らくそういう状況であれば、単純に当てはめますけれども、国の3以上でなければ入所できないということでは、この人はおのずと省かれるという状況になります。

そうしたら、家庭でその介護ができるのかということになります。確かに24時間、そばについてホームヘルパーさんや介護士さんや、そういう人がいれば十分、対応はできるかもしれません。だけど、本人自身も体が弱くて、そして夜も眠れない、汚い話をするかもしれません。下の世話もしなければならぬということ、もう寝るにも寝られないという状況になった場合に、こういう人たちをどこがやはりきちんと守るのかという話を私はしたいのです。

そういう人たちが来年度から始まる介護制度の中では、もう3以上でなければ入所できないのだというようになれば、この人たちの置き場、身を置く場所がなくなっている。そういう実態をやはり見なければならぬのだというふうに思います。

そういう意味では、この要介護3以上の原則として特別養護老人ホームに入所できないという制度は、まさにそういった地方の介護されている方の実態を見ないものであるというふうに私は思いますが、町長はそこら辺はどういうふうに解釈されているのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

特別養護老人ホームの入所の目安につきまして、国のほうでは今後、介護度が4、5の中重度者の方を優先して入所するというような方向が既に示されておりまして。

先ほど、冒頭のお答えでも申し上げましたけれども、やはりこれだけ入所される方の潜在性が高まってきている状況、一方では私、国の代弁するわけではありませんけれども、国、全体でこの福祉を支えるというような中で、仕組みづくりの中ではやはりそういう特養について入所対象者の層を一定程度すみ分けしていくというようなことは、これは制度の中ではやはり場合によっては避けて通れない手法なのかなということで、願わくば皆さん希望する皆さんが入所できることは一番望ましいわけですが、しかし、それを全て我々自治体も、さらに国もそれを満たすことは可能かという、それは現実的ではないというふうに思いますが、そういう流れの中でその入所基準に満たない方々を地域だ

とか、あるいは在宅も含めて安心して暮らすことができるような仕組みを一方でしっかりとつくっていくということとあわせて、一定程度のすみ分けということも理解していかなければならないことだと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 町長の言うようにすみ分けで物事が、事が足りるというような現状ではないということは伝えておきたいと思っております。

きっちりとやはり介護計画の中にも特別養護老人ホームの増床、こういったものをきっちりと位置づける要因はありますか、その自治体が設置するかどうかは別としても、民間の業者がこういった計画の中に位置づけてもらうということも必要な方法ですから、まず計画がなければ物事は進みません。そういう意味では、きっちりとした介護計画の中に位置づける必要があると思っておりますが、この件、答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

とりわけ施設にかかわります整備計画、あるいは事業計画等につきましては、やはりしっかりと実態を見きわめた中で、将来を、あるいはさらにつけ加えて申し上げれば町のほうから出る財政状況も含めて、そういう中から上富良野町が選択すべき道を計画の中に示してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 相変わらず曖昧な答弁で、きっちりといつごろまでその計画の中に盛り込むかというのが示されていないわけで、非常に残念だと思います。

やはり全体としてどういう介護体制が必要なのかということ、やはり町としても十分、論議もされて、介護制度の中にぜひ生かしていただきたいということを再度申し上げて、次の点について質問いたします。

子どもの医療費の無料化の問題ですが、町長は相変わらず総合的に判断してという形で、この間、数回質問してきましたけれども、同じような答弁を繰り返してきています。

もう数回ということは1年か2年という形で、その前から質問をしていますから、いまだにその結論、無料化にするか中学校まで医療費を無料化するかどうかわからないというような話でありますけれども、やはり一定、結論をもう出すべきだというふうに思います。

村上議員の答弁の中では総合的に判断してということで、相変わらず従来のオウム返しで事を濁そうとしているという状況であります。町長はこの子どもの医療費の無料化については子育てアンケートの中にもありますけれども必要だと考えておりますか、それではお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の子どもの医療費の関係につきましての御質問にお答えさせていただきます。

非常にお互いにかみ合わない質疑を何回も何回も繰り返すというのは、お互いに不幸なことでございますけれども、私、常に申し上げておりますけれども、一つのを切り取って、それがいい悪い、する、しないという議論で済まない。やはりこの町全体を預かる者としては、やはり安心して子どもの子育てから高齢者に至るまで安心して暮らしていけることができるような仕組みをしっかりと町民の皆さん方にお示しするのは、私に課せられた責任でございます。

子育てに関しましても、今、議員が御質問のような部分については、まだその方向づけを皆さん方にお示しておりませんが、一方では子育てに関します他の施策をもって子育てがしやすいような環境づくりにも既に実施させていただいております。

そういったことを含めて総合的という言葉で表現させていただいておりますが、必ずしも総合的という言葉を用いて何もしていない、何もしてこないというように理解されることは大変、私としては不幸でございますけれども、そういうようなことを今までの経過を見ていただければ判断していただけたらと思いますけれども、そういう中で新しい子育て、子ども・子育て支援計画の中で位置づけが可能か、先ほど村上議員にもお答えいたしましたけれども、可能性を含めて検討させていただきたいということで、それに全て含まれているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 可能性を含めてということですから、町長のその言葉を信じれば、いつになるかわかりませんがきっちりと政策を展開する必要は私はあると思います。

そのための子育て支援計画に基づいたアンケート調査を行っているわけですから、それを有意義に政策の中に生かすかどうかというのは町の人たちも見ているわけですから、この点、ぜひ実行していただきたいのと、今、道では入院については小学校まで、通院については就学前までという形になってお

ります。上富良野町もたしか同じだというふうに思います。

そのことを考えたら、やはりステップアップできる環境があるのです。道と同じであれば、さらにそれをせめて通院を小学校6年生までにステップアップできる環境はあるわけですから、そういうきめ細かな子育て支援の対策というのが今、町長に求められるのです。道と同じレベルでは、他の市町村も既にそこらはクリアして、小学校、あるいは中学校までの医療費無料化のところまでいっているわけですから、そこを改善する気はありますか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、村上議員のときも同じようにお答えさせていただいておりますが、子どもの医療費を助成枠を拡大、あるいは無料化を図るということは、子育て支援策の一つであるということは、私は否定もしておりませんし、非常にこのたびのアンケート結果等を見ましても、非常にそのような要望を持たれておられる方が多いという実態も把握しております。

しかし、それだけを切り取って子どもさんの医療費に特化し政策を打つことが町全体の子育てや定住対策につながるのかということ、これはやはり少し研究しなければならないというようなことでございますので、先ほど申し上げましたように医療費の助成の拡大、あるいは無料化等についても選択肢の中に入れて検討したいということで申し上げますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） なかなかはっきり答弁されないで、私、ほかの子育て支援の政策についても、町の独自の政策いろいろありますから、そういった意味では評価していますが、さらにやはり定住化促進と、やはりアンケートにも書かれているように負担軽減の対策、子どもの健康管理の上からもぜひ、実施していただきたいと思っています。

次に、除雪サービスについてお伺いいたします。

今、除雪サービス、福祉協議会等で行っておりますが、町民税の非課税世帯、障がい者、高齢者という形で玄関から道路の間の通路が対象であります。

最近、北海道は特に冬場ですから屋根にも雪が積もりますし、その落ちた雪が周りに積もるという状況の中で、やはり屋根、あるいは敷地のところも除雪の対象にふやしてほしいという高齢者の切実なやはり声も聞かれているという状況になってきております。

そういう意味では、いろいろな課題、問題があるかもしれませんが、やはり除雪サービスの中にそう

いった部分もきっちりと対象の中に組み込む、そういう体制づくりが今、求められているというふうに思いますが、この件について答弁お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高齢者、あるいは障がいを持っておられる方等の除雪サービスについての御質問でございますけれども、快適な北海道であるがゆえに雪の障害を除去して快適に暮らしていただくということをつくっていくことは、これは私も全く思いは一緒でございます。

現在、除雪サービスさせていただいておりますが、既に現場から、あるいはその委託を受けておられる事業者の方々から、やはり今の仕組みの中でいろいろ課題も発生してきていると、生まれてきているということもお聞きしておりますので、どういように除雪体制というもの、サービスというものをつくり上げていけばいいかということ、来年のと申しましょか、ことしの冬に向けて改善できる場所があれば、改善していこうというようなことを検討しようということで指示を出しておりますので、ただ、どういったことまでをサービスをすることが御不便をおかけしない暮らしになるかということは、一定程度、整理をして、そのサービスの体制を整えてまいりたいと考えておりますので、まさにそれは検討課題だということで指示をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 私は、さきに通告をしております3項目4点につきまして、町長お伺いしたいと思っております。

初めに1点目でございますが、町内一斉クリーンキャンペーンの日の制定についてお伺いをいたしたいと思っております。

本町におきましても、観光シーズンが始まります前に来町者であったり、また観光客、さまざまな観光客を初めとした方へのおもてなしの一環ということで、現在シーニックパイウェイ大雪・富良野ルートが声かけをしまして、国道及び道道、町道のごみ拾いを行いまして、10年が経過をしているところでございます。

この間、さまざまな町内の各団体が参画をいたしまして、さらには行政もその手伝いを行って現在、参加団体はことしは行政を含めまして約20団体、述べの参加人数も150名を超える大変、大きな事業へと発展をしているところでございます。

スタート当初は、単に国道237号線のごみ拾

い沿線の歩道の周りのごみ拾いから始まったわけではございますが、近年は道道、さらには上富良野町内の町道といった部分にまで参加団体が多く加入することにより、拡充が行われている状況でありませぬ。

そこでお伺いいたしますが、この事業をさらに町全体として効果的に行うためにも、ぜひその行政がてこ入れをいたしまして、仮称でございますが上富良野町クリーンデーのようなものを町として制定をしまして、住民会、そして町内会、さらには老人会、子ども会等と連携を図りまして、ぜひこの上富良野町の観光シーズンが始まる前の時期などにあわせて、町内全域の清掃活動を行う日を町が制定することが望ましいと考えますが、その点、いかがでございませぬでしょうか。

2点目の超高速ブロードバンド通信網整備のさらなる活用についてお伺いいたします。

平成26年度の今年度、予算化をされております、いわゆる上富良野町の郡部エリアの超高速ブロードバンド無線事業の整備に当たりまして、昨年伝搬調査を終えまして、光ファイバー等により工事の事業者のサービスは行われぬエリアのカバーをいたしまして、町独自の政策で無線によるサービスの提供を行うことを一般財源が用いることが予定をされております。

この事業につきましては、その事業費も非常に多額で大きく、費用対効果をより明確にするためにも次の2点について、今後の活用について町長にお伺いいたします。

一つ目といたしまして、現在、各通信会社におきまして携帯電話等の電波帯を利用した無線Wi-Fiによるブロードバンドの接続サービスが非常に日進月歩、物すごいスピードで進んでいるところでございますが、それらの通信速度と比較について検討を行っていたのか、また建設予定の無線LANの整備は、さらにそれらの無線の速度が高速化した体制に移行した際に既存の設備の更新ができるのか、またそれらが交換する際に関してそれらにかかるコストなどはどのように算出しているのかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、このように無線LANの設備があるということで、町全体をカバーするのであれば、あわせてWi-Fiのフリースポットというようなことで、主に町内の観光エリアをそのフリースポットとして配置をして、観光客などの利便性、観光客のみならずそこを歩く町民についても利便性を図ることがよいと考えますが、そのような方策をとることを考えているかお伺いをいたします。

3点目でございます。庁舎内におけるペーパーレ

ス化のためのタブレット端末の導入についてお伺いいたします。

超情報化時代におきまして、職員間の情報の共有と資料のペーパーレス化に向けてタブレット端末の導入をしてはいかがでしょうか。

現在、他の自治体におきましてはビューアに無料のアプリ SideBooks というところに採用いたしまして、SideBooks 専用のクラウドサーバーを文書共有サービス、いわゆるクラウド本棚というところとレンタル契約を行いまして、各種会議等の資料をサーバーにアップしておきまして、これを職員間が共有して閲覧できるような取り組みがなされているという事例もございます。

本町におきましても、いきなりここまでの取り組みを一気に行うことは財政的にも難しいといたしましても、迅速な情報のやりとりはもとより、ペーパーレス化による経費の削減、さらには職員等の総合情報交換のスピーディーさなど、メリットは非常に高いものと考えますが、これらについて導入の予定があるのかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5 番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1 項目めの町内一斉クリーンキャンペーンの日制定に関する御質問にお答えさせていただきます。

環境美化を目的としました地域におけるごみ拾いボランティア活動は、年々その気運の高まりを見せておりまして、現在では年間14 団体、ごみの量にいたしまして2,600 キログラムにも及ぶものとなっております。

このように町が主体となるのではなくて、それぞれの自主的な環境美化活動がまさに協働のまちづくりが理解されてきたあらわれと感じております。

みずからの意志と判断で行われている活動を尊重することこそ大切にすべきものと思われまので、今後もさまざまな自主的な活動に対する側面的な支援に取り組み、一層の協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

とりわけ、清掃活動につきましては、あらかじめ時期を定めました仕組みはなじみにくいものと思われまことから、その制度化は難しいと判断しておりますことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2 項目めの超高速ブロードバンド通信網整備に関する2 点の御質問にお答えいたします。

まず1 点目の携帯電話サービスとの通信速度との比較についてであります。各携帯会社におきまして提供されておりますサービスの通信速度の詳細につきましては、広く宣伝等が行われておりますこと

から、省略をさせていただきますが、現在、町が進めております整備事業で使用する無線装置の通信速度につきましては、通信規格上の最大値といたしまして役場基地から中継局間につきましては、送受信時200メガビット、中継局及び各戸宅間につきましては、送受信時54メガビットの機器を設置する計画であります。

なお、実際の通信速度は民間通信会社において、それぞれ注釈として表示されておりますが、町で整備するネットワーク網に関しましても、通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化いたしますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、新たな通信規格等への移行が必要となった場合、または無線機器の経年劣化により更新等への対応についてであります。その対応内容にもありますが、ソフトウェア的な対応で済む場合は、特段、費用の発生は生じないと考えておりますが、ハードウェア的な対応が必要となりますと、基地局及び各中継局に設置しました無線装置のみ交換することで対応することが可能でありまして、その際は中継局に設置します無線装置本体、アンテナの費用及びその交換作業費費用が必要になると想定しているところであります。

次に、2 点目の整備したネットワーク網の活用によりましてWi-Fiのフリースポットの設置についてであります。今回、整備を予定しておりますネットワーク網整備につきましては、単にインターネットを利用されている方々への環境改善のみでなく、今後、予定をしております防災行政無線の更新、これにつきましてはデジタル化の対応、あるいは個別受信機の更新、さらには屋外放送塔設置のエリアの拡大など、これらの活用を初め、無線方式でありますので中継局から電波の届く範囲であれば自宅以外の場所にも情報技術を利用した機器を設置することができ、またインターネットや携帯電話しもう通さない、地域ネットワーク、ローカルエリアネットワークとして地域の方々やグループでの利活用についても比較的安価に実現することが可能となるよう設計を進めてきたところであります。

このことから農村部にお住まいの方々へのインターネット接続サービスは、その利活用策の一つとしており、議員から御意見のありました観光面からのWi-Fiフリースポットの設置につきましても、特に外国人観光客の方々につきましては入国後、自国の携帯電話サービスができなくなるため、Wi-Fiスポットサービスの利用意向が強いという話も伺っているところでありますので、現在、民間通信事業者により提供されているWi-Fiフリースポットの導入が難しい、公共性の高い観光ス

ポットでの屋外Wi-Fiサービスの提供などへ活用することを検討しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの庁内におけるペーパーレス化のためのタブレット端末の導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

職員間の情報の共有と資料のペーパーレス化につきましては、一部、専門職員を除き、職員1人に対し通常義務で使用するパソコンを配置しまして、事務の効率化を図るとともに、職員間の情報共有と資料のペーパーレス化を図っているところであり、その対応が可能な分野につきましては、今後とも推進してまいりたいと思います。

また、タブレット端末の導入につきましては、携帯しやすいなどの利便性もあることから、現在、数台を導入し、出前講座、あるいは観光プレゼンテーション及び訪問調査等での試行を行っているところであります。

日々の情報技術の進歩によりまして、さまざまな情報機器や新たなサービスが提供されてきており、行政事務を効率的に進める上から有効に活用できるものについては、その活用方法等を検証しながら、導入についての検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） それでは、1点目のクリーンキャンペーンの制定のことでちょっと質問させていただきますが、町長、世界環境デーというのは世界にあるの御存じだと思うのですが、ちょっと前の1972年6月5日にスウェーデンのストックホルムで開催されました国連人間環境会議という日を記念して、まさに同年の12月15日、日本とセネガルの共同提案により、その世界環境デーというものを設置されまして、平成5年日本の環境基本法に基づいて、これは事業者及び国民間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという目的のもと、6月5日が世界環境デー、日本の中でもその環境の日ということで制定をされている背景にまずあるということをご共有認識にさせていただきたいと思っております。

それで、町長の答弁の中にも協働のまちづくりということで、これは自主的に活動するものだという答弁もございましたが、もちろん義務化することとか、やらないと罰則するよという、そういうことではなくて、この富良野地方は特にこの富良野、美英広域観光圏におきましては、非常に観光客の入り込みも多いですし、道内、また国内においても、非常

に美しい地域ということでございます。

これらをやはり町全体としてそこに訪れる観光客の皆さんに対するおもてなしの一環としては、こういった事業というものを町が主導権をとってやることは非常に望ましいと思います。

清掃活動について、あらかじめ時期を定めた仕組みというのはなじみにくいということでありましたが、実際、この大雪・富良野ルート、シーニックバイウェイさんが行っているものにつきましても、当初は5月30日は語呂合わせからごみゼロの日ということで、5月30日に行いましょうということでは始まったのですが、やはり実情に合わせてと連休は忙しいので連休明けの日曜日、いろいろな団体の人が集まって、ちょうど上富良野町の観光のシーズンに入るときにやりましょうということで、この間、10年間、地道な活動を続けてきた結果としまして、さきの町報にも書いてありましたが、いわゆる公共機関を除くと15団体の方が参画をしております。

私も当初から参加をさせていただいておりますが、非常に効果が大きくて、ごみのいわゆる散乱というものが著しく減っている状況にあります。

ですから、こういったものはぜひそれらの団体のみがばらばらに行うのではなく、やはり町の姿勢として行うことがやはり望ましいのではないかなというふうに考えます。

もちろん、大雪・富良野ルート以外の町内の例えばどここの住民会の女性部の方であったりとか、また個人で毎朝、散歩をしながらごみ袋を片手に自分の住む地域のごみを拾いながら早朝から散歩をされている方など、本当に町の隅々にいたって自主的に活動されている方というのを私も拝見をしているし、耳に及んでいるところでございますが、ぜひこういったものは町として取り組むのがやはりいいのではないかなと。

特に、子どもたちにはそういったもの、愛町精神というか、町を愛する気持ちを高める、またそれら地域住民のお年寄りの人と一緒に歩きながら昔話を聞いたりですとか、非常にそういったものも幅広く子どもたちの情操教育にもいいですし、また、それらを通じて健康の町の宣言に添ってやっていただければいいのかなというふうに考えています。

特段、これらを制定することによって大きな費用がかかるわけでもなく、今現在、旭川開発さんのほうで手助けをしていただきまして、この事業を行っているわけでございますが、それらに関してもますます大きくなることについては、全くやぶさかではないですし、そういった取り組みについてもぜひ取り組んでいただければ非常に嬉しいということも

伺っています。

蛇足であります。ことしはちょうど大雪山の国立公園制定80周年の記念すべき年にもなりますので、ぜひこのときに取り組んでいくということが非常にいいことでなのではないかなと思います。その時期を制定することは難しいというところについて、どうしてなのかもまた改めてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の町の環境美化についての御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ国際的にも、あるいは国内的にも環境をみんなで守っていきこうという気運を高める活動については、おっしゃるとおり非常に重要なことであると、そういった中で上富良野町においても特に観光を大きなファクターとする町にとりましては、特にそういったことに気を配ることも重要であるというふうに私も思うところでございます。

さて、議員からお話がありましたような、そういった活動のある程度の特定の時期を定めての活動にしてはということであろうと思いますが、私はこれまでそれぞれ各地域、各団体組織によってこの環境美化について取り組んできた足跡を振り返ってみますと、やはりそれぞれ思いを共有して、昨今、協働のまちづくりというフレーズで申し上げておりますけれども、やはり従来はそれぞれ自分たちの住む地域は自分たちできれいにしていこうというのは、もう当然あった姿でございます。

そういう中で、私も私の住んでいる地域の実態も見ております。既にもう6年も7年も前から取り組みをしております。そういったことが全町に今、拡大されていることに大変、うれしく思っております。

そういう中で、全ての実態を私、把握しているわけではございませんが、特にこの取り組み、シーニックバイウェイも歴史のある中でやっておられると思いますが、農村部の皆様方の一日の環境美化についても早くから取り組みを行われております。

とりわけ、私、農村部に生活していることで、私の身近な例を見る中で申し上げますと、非常に春先の、特に春先に美化活動しようという気運が非常に高くなった中でスタートしております。

そういう中で、猫の手もかりたいような、非常に多忙を極める中であっても、その時期をやりくりして美化活動を子どもたちも、もちろん高齢者も子どもたちも含めて、地域総出で取り組みをして数年が経過している状況を見ますと、やはりそれぞれの団体、あるいはそれぞれの地域で自主的にその取り組みをすることを判断して取り組んでいくことを我々

は側面から行政といたしましては支援していくことが望ましい、みんなで町をきれいにしていこうということにつながるといふことで理解しておりますので、特定の日を定めてということについては、なかなかなじみづらいのではないかなということ考えているところを御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長、絶対その日にしなければならないとか、例えば何月何日でないとだめだよとか言っている、そこまでがちがちの縛りのあるものではないということも、まず御認識いただきたいと思っております。

恐らく農村エリアにおきましても、それから街中のエリアにおきましても、やはり雪解けが終わりまして、沿道も雪の山がなくなってくるとどうしても冬の間にたまりましたほこり、またごみ等々も雪の下にあったごみ等々が目立つということから、それぞれが意識の中で皆様が自主的に取り組んでいるというのが実態であるということも非常に私も理解しております。

そこでなのですけれども、町長も私も同じ認識を持っていると思うのです。やはり、ここは非常に観光の恵まれたベースを持っている町を、それらの取り組みにおいて一つ先進的なものは実は大分県、ここは県全体でクリーンデーというものをそれぞれの自治体に落とし込んでやっている事業を県がリーダーシップをとって行っていると、もちろんあそこは別府市という日本最大の温泉街、観光客を有するところもありますが、それらの中である一定の期間の中でそれぞれの自治体の中で活動をしてくださいという通告というか、通達もあります。

また、近年、これは東京の表参道、そこが中心として非営利団体、NPOのグリーンバードという、そういった団体も町をきれいにしよう、若者がごみを拾おうということの、そういった活動を全国的に広げている現状でございます。

さらには、道内に目を向けますと札幌にはスポーツごみ拾い大会というものがあるのです。それもちよと春先なのですが、これは参加費を取ります、そしてみんなでごみ拾いを競争させるという、そういう非常におもしろい運動がありまして、実はこれ今月の6月6日このスポーツごみ拾い大会、十勝管内の大樹町でも行われまして、非常にお年寄りから子どもまでさまざまな年代の方が参加をして、ごみを拾いながらその日一日ゆっくと町を見直すという事業を行っているところでございます。

親子で楽しくごみを拾うような事業、ガソリンとか、エネルギー会社のキャンペーンでも過去に

行われたことがあります。

また、現在JTさんいろいろな海岸線のいわゆるたばこのポイ捨てを問題視をされたということから、そういった取り組みも行っております。

世界的な有名なものでは上富良野町でも講演をしていただきましたが、アルピニストの方もエベレストにごみ拾いに行きましょうというようなことで、またきょう、お昼のニュースを見ますとこのFIFAワールドカップブラジル大会において、日本のサポーターが負けたのだけれども会場のごみ拾いをしたという、非常に世界的にも絶賛をされているというニュースもきょう飛び込んできたところでございます。

ですから、やはり上富良野町がそういったものを音頭をとってやるということ、イメージアップ戦略にもつながると思います。その辺はいかがお考えかお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の環境美化に関します御質問にお答えさせていただきますが、私の心、気持ちの中で整理しておりますけれども、おかげさまで上富良野町の町民の皆さん方の意識を私なりに推察いたしますと、既にこの町内のクリーン美化につきましては、とりわけごみ拾い等につきましてはもうかなりの年数の前からそれぞれが各自に取り組みをされてきております。

既に上富良野町におきましては、そういった活動に対する誘導、導入時期は、私は一定程度終えて、次にこういった思いを育て、さらにはその思いを熱くしていくというような状況に移行してきているのかなということで、ですからこれまでの歩んできた道のり、それぞれの進んできた実績というのはしっかりとやはり、私は大事にしてあげるべきだと、もう町が誘導してそういう気運を高めることより、さらに一步上を目指していくような状況をつくってあげることが大事ではないかなということでございます。

そして、何より、やはりそういった美化活動を通じて拾ってきれいにすることより、そういった汚さないことの気持ちを育てていただければ、私は非常にすばらしいものになるというふうを考えておりますので、今の皆さんそれぞれ取り組んでおられるその気持ちは大事にしていくことを第一義にしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 多分、思いは町長と向いている方向は同じなのだろうなというふうに思いますが、この大雪山国立公園80周年記念ということ

で、ごみゼロキャンペーン、たまたま5月11日に行了ましたシーニックパイウェイ北海道大雪・富良野ルート237花倶楽部、これは正式名称になっていますけれども、そこからこの3月に実は住民会どこかさまざまな団体さんに諸部会を通じて依頼をかけてございました。

その甲斐あってといいましょうか、残念ながら浸透がなかなかできなかったのかなという反省も踏まえていらっしゃるみたいなのですが、本年度は自衛隊の隊友会の方だったか、曹友会、済みませんちょっとどちらか一団体、済みません新しく……失礼いたしました、第2戦車OB会の方が新たに参加をしていただきまして、この旭野地区からかみふらの牧場に関します道道のごみ拾いのお手伝いをしていただいたという経緯がございます。

このように、年々気運も高まってきているところでございますので、私は町長がおっしゃる個々の皆さんの思いというものを高めるという、そのためにもやはり行政がインキュベーターになって、それら思いを集約化して、さらに大きなものに育てていくには、やはりちょっとした気遣いと声かけというものを、いわゆる横からの支援というのではなくて、やはり町長みずから旗を取っていただいて、町としてはこうなのだ、先ほど町長おっしゃっていただきました。ごみを拾うよりも捨てないことが大事なので、まさしくそうです、落書きは一つあると一斉に落書きがふえていくのです、落書きのない町になると、そういった落書きもなくなると同じようにきれいなところにごみを捨てなくなるという、その心理をもっともっと高めて、うちの上富良野町はこんなすばらしい町なのだよというのをぜひこの観光にも生かしていただきたいと思います。

平成25年、2013年観光入り込みを見ましても5月からうちの町は観光の入り込みがふえてございます。

しかし、残念ながらこの富良野美瑛の広域の観光圏の中においては下から2番目の入り込みというふうになっておりますので、何かきらりと光るきら星をつくるためにも、こういったものを町の特色にして、この日だけということではなくて、ある程度、一定の期間の中で町としてはこういう動きがあるのだよということやをぜひ育ててあげていただきたいというふうに考えますが、この辺はいかがでございますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

とにかく改めて身構えて町を美化しよう、きれいにしようということではなくて、自然体の中で常に

町の中を、あるいは環境をよくしていこうということは、365日そういうような、もしそういう思いになったときにすぐ行動に移す、取り組んでいただける、そういうようなことに町はやはり議員からお話がありましたように先頭に立って応援していくことは、これはもうこれからもずっと変わらずそうあるべきだというふうに思います。

どういようなことで、この町民の気持ちをさらに高めていけるかということにつきましては、常に課題としてこれからも位置づけてまいりたいと考えています。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ぜひ費用も大きくかからないです、本当に町のイメージアップやこのいろいろな教育にもすばらしいことだと思いますので、ぜひ前向きな方向で検討していただきたいことをお願いを申し上げます。

次、2点目のところでございますが、いわゆる携帯各社の提供ということで省略をされたようでございますが、私もその細かい数字をぐだぐだ言うつもりはないのですが、この5月から、いわゆるNTTドコモの無線LANを、いわゆるルーターという小さいこういう無線をNTTドコモの電波を受けて、それをインターネットの回すものにするというもので、無線LANで実はクロッシェエリア内においては、いわゆる上りで50メガビット、毎秒50メガバイト、それから下りでいうと150メガバイト出るというものが既に販売がされているところでございます。

この上富良野町エリアにおきましてもクロッシェエリアはほぼ全町的に網羅されているのでございますが、このように非常にこういった機器というものの、またそのスピードの上っていくものというのは、先ほど一番最初の質問にありましたように日進月歩でどんどん、ややもすると1年前のものはもう粗大ごみになってしまうような、そういった背景というものもあるのですが、当然そのインシャルコスト、その無線を中継するものだけではなくて、鉄塔そのもののインフラにもかかると思うのですが、2億1,710万円ということで、この建設コストが予算化をされて、既に予算委員会通っているのですが、これらのインシャルコストに対する費用対効果というものが、その積算の段階でどのような情報のやりとりの中で、これらの事業に進んだのかということをちょっとお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員のブロードバンド事業の整備計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員お話のように、こういったハードの、あるいはソフトも含めて通信環境、通信機器等の整備、あるいは技術革新はもう日進月歩していることは私も体で日々感じるところでございます。

そういう中で、本町におきます市街地を除く地域の情報環境、通信環境を整えていくということで、今回、事業を進めるわけでございますけれども、議員が御質問にありました他の方法、あるいはその技術的なことで十分、私、理解しておりませんが、その時点で町として皆さん方と協議し得るさまざまな条件を勘案した中で構築した事業であるというふうに理解しております、その当時、委員会等どのようなそういう機械的な、あるいはソフト的なことで議論がなされてきたかは承知しておりませんが、いづれにいたしましても町が現在、対応でき得る、その時点で対応でき得ると、最善の策だということで構築したものと理解しておりますので、それからの日進月歩の部分については、私もちょっと理解しておりませんが、そのインターネットの環境整備だけではなくて、先ほどお答えさせていただきましたさまざまな利活用を想定している中から最善の方法だと、手法だということで選択したということで理解していることを御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 実は、せんだって、この超高速ブロードバンドの誘致にかかわります委員会の方、数名から質問を受けましてどういうふうになっているのかということの中からちょっと調べますということから、これらのいわゆる速度の話から初期投資、それから更新にかかわりますランニングの部分というのはどのように町は計算をされているのかということで、今、今回質問させていただいているのですが。

いわゆる町長の所信に当時は町長が掲げられております隅々まで光りの当たるまちづくりということで、いわゆるデジタルデマインド、情報格差ができない、郡部エリアに住んでいようが、街中に住んでいようが、それは同じサービスを受け入れられるためのインフラ整備を町がするのですよというその進め方について、私はとやかく言うつもりはございませんが、結果として、この超高速ブロードバンドのことだけに特化してみますと、何もここまで過大な投資をしなくて民間会社やってくれてしまったのだなという、ちょっと悔しさを持っている、嬉しいことは嬉しいのですけれども、もったいないなというふうにちょっと感じるところもなきにしもあらずなのです。

先ほどから質問していますように、機材がどんど

ん新しくなっていて、また当然、ランニングコストというものも、これは町が見ていかなければならないというふうになると、この辺、費用対効果についてということはどうのように検討されていたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと質問されている趣旨が私には理解がちょっと及ばない部分もございますが、町といたしましてはそのインターネットの環境整備だけではなくて、双方向の情報共有、あるいは防災情報の提供、そういった次の新しいそういう情報伝達の仕組みを想定した中で、今回、選択させていただいた仕組みでございますので、今、議員が御質問の中、インターネット環境につきましてはまた新たな手法もあるという状況かと思いますが、それだけではないということで御理解をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） では、町長といたしましては、この超高速ブロードバンド整備ということで今回、2款総務費のほうで上がっているものについては、これはもうあくまでも、町全体の情報化のさまざまな他のものにも活用ができるものためのインフラということの位置づけということで理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしますが、議員が今、御発言にいただきました部分も当然、含まれているということでございまして、ただ、費用対効果だけが判断の基準ではなくて、町のそういうどこに住んでおられる方々も同じような環境の中でそういう情報通信のサービスを受けながら生活ができるような環境を整えることがある意味で費用対効果は十分にあるというふうな理解を私はしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 結果論になってしまうので、仕方がないところも私も理解するのですが、今となってはわざわざ町が初期投資を立てなくも、民間のほうでそれらのインフラ整備というのはやってくれたのだなということが、これは仕方がないものなのかもしれません。

今、町長がおっしゃるように防災無線のデジタル化を図るということは、これは非常に大事なことであり、これらは超高速ブロードバンドの整備というものは、どちらかというところに住んでいらっしゃる方全ての住民が等しく利用するというのではなく、防災のほうは大事だと思うのですが、本来であ

ればその防災のほうはもっと違うお金の出方があったのではないかなと思いますが、町長この中では、これらの超高速ブロードバンドの整備というものがひいては防災無線のデジタル化につながりますよということも申されているのですが、それはもしかしてちょっと出口が違うのではないかなというふうに考えますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、今回のこの事業の整備を行うことによって、ブロードバンド整備のみならず、その機能を多用途に活用して、さらにその付加価値をその中から見出していけるということでございます。

単に超高速のブロードバンドの整備が、その中に折り込んで整備をするという意味では私はないというふうに理解しています。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） いずれにしても2億1,710万円という予算組がもうございまして、これらの整備についてできておりますので、ぜひさまざまな活用方法というものを検討しながら、そしてまだできていないわけではございませんので、一番有利なそういった中継機器、また発信するものも含めてやっていただきたいと思っておりますし、できることであれば、この近隣の町のほかの町のように無線で飛ばすのではなく、本来であれば光ファイバーの有線が郡部のほうにも行くような、そういった活動をしていただきたいというふうに考えております。

現状、やはり無線で飛ばすのと有線ではロスが違いますので、そういったもので残念ながらうちの町を離れて行って、よその町に定住というか、移住をされる方も何名か聞いておりますので、ぜひこういったものを町の後押ししながら、インフラの整備についてはさらなる有利なものを進めていただきたいと思っておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員、ただいま御発言していただきましたように、当初、無線方式でなくて、光ファイバーを敷設して郡部も全て整備したいのは私の思いでございました。

しかし、多くの議会も含めて皆さん方が、それは投資が大きすぎるということで理解をいただけなかった結果が無線になったということで、最後にお答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） そのことにつきましては、

スタート当初の技術が変わっていれば、また違うやり方もあったということも町長には御理解をいただきたいと思います。

それで、次のWi-Fiサービスのところについてでございますが、非常にすばらしいことだというふうに考えております。

当町、本当にこの上川といいますか、富良野圏域の中でも特に外国人の観光客の宿泊入り込みが残念ながら低い位置にありますが、このような当町の取り組みによって少しでも、一人でも多くの観光客の皆さん、また観光客のみならず地域住民がそれらWi-Fiエリアのない、フリースポットのないところに観光で行った際に、それらを利活用してさまざまな美しい自然等々を全国、また世界中に発信できるような、そういったエリアカバーを進めていただきたいというふうに思いますので、その点、もう一度確認をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の御質問にWi-Fiに関します御質問にお答えさせていただきます。

私も非常に特に外国からおいでいただきました観光客の皆さん方、非常に情報が出にくいということで聞いております。

民間のベースで既にそうやってサービスをされている実態も聞いておまして、ただ、なかなか民間の手が及ばない、公共で整備しなければなかなかサービスの適用できないという実態も一方でございますので、そういうところについてはやはりできるだけの整備をして、サービス提供につなげていきたいというふうに考えておりますので、またいろいろ情報もお聞かせいただければ大変ありがたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ぜひ、ぜひぜひ進めていただきたいと思います。

3点目のいわゆるタブレット端末の導入でございますが、先ほど私が申しましたSideBooksというところは東京にある会社のところの無料アプリを行政がレンタルをすることによって、そのクラウド方式で情報というのは別のところで、それはいつでも取り出せますよということで、上富良野町においても既に数台タブレット端末を入れておりますが、これらも当然、庁舎内、また公共の施設内をWi-Fi化をすることによって当然、スピードアップにもつながりますし、これらできれば私が思うに職員のみならず、議会も一緒に共有をしていただきながら、もう既に我々議員の中の皆さんもスマートフォンなどを利用しながら情報をとったり、それら操作にも

今の若い職員のみならず、比較的管理職の御高齢の方においても余り無理なく使えている状況もあります。

何より、一人一人の職員に与えられております端末については固定式でございます。それらを例えば持ってプレゼンを行うにしても、やはり自分たちのもの、また情報というか資料も回覧、閲覧をするときにおきましても、それらがカラーであったり3Dというか立体的に見れたり、また多くの情報を小さい機材で見ることができますので、ぜひこれらの導入について早期に実現できるような検討を図っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員のタブレット端末の導入についての御質問にお答えさせていただきます。

その便利さと申しましょうか、よさは私も横目で見ながら多少感じているところでございますが、議員お話ありましたようにプレゼンだとか、あるいは閲覧だとか、そういったことではすばらしい、非常にすばらしい機械だというふうに理解しております。

ただ、それをそういう部分で活用する部分については非常に結構なことだと思いますが、例えばこちらとこちらに資料を置いて見比べり、そういうような機能を求めようとすれば、これはちょっとなかなかまだそういう状況ではないのかなということで、我々アナログ世代ですから、どうしてもそういうところに思いが行ってしまうわけですが、しかし、それを活用することによって事務の効率化だとか、情報伝達の早く、広くという、そういう便利な部分には否定しませんので、活用できるところまで、現在執行しておりますけれども、さらにそれが広く活用できるような部分については、それは大いに普及をさせていくように努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時24分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年6月17日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 徳 武 良 弘

署名議員 中 村 有 秀

平成26年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成26年6月18日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第1号））  
第 3 議案第 2 号 平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）  
第 4 議案第 3 号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第 5 議案第 4 号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第 6 議案第 5 号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第 7 議案第 6 号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第 8 議案第 7 号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第 9 議案第 8 号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）  
第10 議案第 9 号 上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例  
第11 議案第10号 上富良野町税条例の一部を改正する条例  
第12 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
第13 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
第14 発議案第1号 議員派遣について  
第15 発議案第2号 消費税の増税に反対する意見について  
第16 発議案第3号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見について  
第17 発議案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見について  
第18 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	中 澤 良 隆 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 中 利 幸 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	菅 野 博 和 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	菊 池 哲 雄 君	総 務 課 長	北 川 和 宏 君
産 業 振 興 課 長	辻 剛 君	保 健 福 祉 課 長	石 田 昭 彦 君
子ども・子育て担当課長	吉 岡 雅 彦 君	町 民 生 活 課 長	林 敬 永 君
建 設 水 道 課 長	佐 藤 清 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	北 越 克 彦 君
教 育 振 興 課 長	野 崎 孝 信 君	ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君
町立病院事務長	山 川 護 君	総 務 課 企 画 財 政 班 主 幹	宮 下 正 美 君

○議会事務局出席職員

局 長	藤 田 敏 明 君	次 長	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成26年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 谷 忠 君

9番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第1号))につきまして、専決処分した要旨を御説明申し上げます。

本件は、北海道から受託している千望峠駐車公園、道道美沢線駐車公園、十勝岳駐車施設の維持管理及び樋門・樋管操作管理について、北海道労務単

価の改定に伴い、委託金が増額となったところであります。また、これを受けまして、町が委託するそれぞれの管理業務については4月1日から業務が開始されることから、委託料を改定後の北海道労務単価で積算する必要があるため、4月1日付で専決処分を行ったところであります。このことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、御承認いただくため本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議案を朗読し、御説明申し上げます。

なお、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

記。

処分事項、平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

裏のページをお開き願います。

専決処分書。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月1日、上富良野町長向山富夫。

次のページをごらん願います。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成26年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,635万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款道支出金35万8,000円。

歳入合計は、35万8,000円であります。

2、歳出。

7 款商工費 3 2 万 2, 0 0 0 円。

8 款土木費 3 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計は、3 5 万 8, 0 0 0 円であります。

以上で、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号））の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 3 議案第 2 号

○議長（西村昭教君） 日程第 3 議案第 2 号平成 2 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第 2 号平成 2 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、平成 2 5 年度の各会計の決算確定に伴います繰越金及び繰入金の補正であります。一般会計において 1 億 2, 9 1 1 万 2, 0 0 0 円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金の計上額を差し引いた 6, 9 1 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正をするものであります。また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度への繰り越し手続をするに伴い、一般会計で繰り戻しを受けるため、繰入金の補正をするものであります。

2 点目は、近年の豪雨を要因とした農地及び土砂流出により、用水施設の埋没や周辺農地の冠水被害が常態化していることから、北海道地域づくり総合交付金を活用し、排水路整備の実施に要する費用の補正をするものであります。

3 点目は、2 3 年度から実施している農業基盤整備事業について、今年度、国において本事業の取り扱いが交付金事業から補助事業に制度改正されたと

ころです。事業実施に当たっては、より詳細な設計、積算が求められることになり、これまでの実施してきた事業と比較し、新たな受益者負担が発生することとなることから、負担が増嵩する部分の助成を実施するため、所要の費用の補正をお願いするものであります。

4 点目は、保育所の入所者が確定したことに伴い、保育料及び運営費の国、道負担金について所要の補正をするものであります。

5 点目は、第 2 0 号橋かけかえ工事について周辺家屋の事業損失防止調査が必要となったこと及び橋梁高が高くなったことにより、用地取得、用地補償費が増加することに伴い、増額補正をお願いするものであります。また、第 2 1 号橋かけかえ工事について、ボーリング調査により軟弱地盤が確認されたことから、調査、解析が必要となったこと、及び、橋梁高が高くなったことにより、用地取得、用地補償費が増加することに伴い、増額補正をお願いするものであります。

6 点目は、社会保障・税番号制度の導入に向けて、今年度より社会保障・税番号制度システム整備を進める必要があることから、現行の総合行政システムについて国のシステムとの連携のため、改修費用の追加補正をお願いするものであります。

7 点目は、かみふらの十勝岳ヒルクライム及び全国フットパスフォーラム事業について、開催にかかる経費の一部を補助するため、所要の費用の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で、財源的に余剰となります部分につきましては、今後の財政需要に備えるため予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 2 号平成 2 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）。

平成 2 6 年度上富良野町の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3 3 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1 億 8, 9 7 4 万 5, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款町税 5 6 万円。

1 2 款分担金及び負担金 3 3 6 万 7, 0 0 0 円。

1 4 款国庫支出金 1, 5 1 3 万 3, 0 0 0 円。

1 5 款道支出金 6 4 3 万 7, 0 0 0 円。

1 7 款寄附金 2 5 万 4, 0 0 0 円。

1 8 款繰入金 8 5 2 万 4, 0 0 0 円。

1 9 款繰越金 6, 9 1 1 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計は、1 億 3 3 8 万 7, 0 0 0 円であります。

2 ページをごらん願います。

2、歳出。

2 款総務費 2, 4 8 3 万 3, 0 0 0 円。

3 款民生費 7 1 万 3, 0 0 0 円の減。

4 款衛生費 2 万 9, 0 0 0 円。

6 款農林業費 8 4 0 万 5, 0 0 0 円。

7 款商工費 6 7 8 万円。

8 款土木費 2, 3 2 0 万 7, 0 0 0 円。

9 款教育費 2 7 万円。

1 2 款予備費 4, 0 5 7 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計は、1 億 3 3 8 万 7, 0 0 0 円であります。

以上で、議案第2号平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 11 ページの一般管理費の社会保障委託料という形で予算が計上されております。マイナンバー制度に移行するという形のシステムの整備という形になっておりますが、よく言われるように、情報の漏えい、漏れるという形の中で、非常に心配が、管理されますから漏れるということはないのですが、ただ、一般的には、いろいろな形の中で情報が取られるだとか、悪質なウイルスによって、そういった形になっております。そういった場合、最終的にどこが、その管理、あるいは最終的な責任をとるとい形になるのかお伺いしたいのと、もう1点は、これが導入されることによって、私たちの日常生活の上でどういうふうな情報管理がされていくのかというのがよくわからない部分でありまして、そういったところはどのような形になっ

ていくのかお伺いしておきたいというふうに思います。この点お伺いいたします。

それと、7 ページの総務費の中で地域づくり総合交付金という形で、道の補助金という形になっております。近年、地域の活性化事業、あるいは、これとあわせて、これはどういう内容のものに充当されるのかお伺いしたいのと、それと地域づくり元気交付金という形で新たに創設されたかというふうに思いますが、いわゆる財政力の弱い部分に対してそれを一定部分カバーできるような制度だというふうに聞いておりますが、町では従来、計画に乗っていない、当然そういった交付金の充当もできないというような話であります。今後、そういった交付金を活用してどういうものに事業計画が盛り込まれようとしているのか、今後するのか、その点お伺いしておきたいというふうに思います。

それともう1点は、防災対策のところ J-A L E R T の保守点検委託という形になっておりますが、もう一度、これはどういう内容のものかお伺いしたいのと、それと最近、防災無線、各個別の受信機で、非常時に備えた緊急割り込みという形で、緊急です、緊急ですというような放送がありました。あれは、距離だとか周波数、電波というのは一定の周波数で振り分けられるのですけれども、各個別受信で、それがきちんと受け手側にどうだったのかという、そういったところまで十分、聞き取れたのかだとか、それとも過敏な音でなかったのかだとか、そういったものというのは情報としていろいろと調査もされていらっしゃるのか、その点ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4 番米沢議員の3 点の質問にお答えしたいと思います。

まず、1 点目のマイナンバー、社会保障・税番号制度の最終責任はということでありまして、これにつきましては、当然のことながら、その制度を利用している国、自治体が、最終的にその管理を、管理というか、その制度を運用し利用しているわけでありまして、その部分につきましては国並びに自治体の責任において運用するものと考えております。

また、日常どのように管理されていくのかということでありまして、その部分につきましては、町のほうでは、これからの作業となりますけれども、それぞれ個人に、来年の27年10月以降、個人番号等の通知作業等もされていくわけですが、その番号通知につきましては、当然、個人につきましては自分の個人の番号でありますので、その秘密というものは自分で守らなければならないと思いま

すし、町のほうでも、その部分についての保護というものは、当然していくものとなっているところでもあります。

次に、地域づくり交付金の関係であります。これにつきましては、小規模土地改良事業の排水路整備に要する経費に事業費の2分の1、この交付金が充当されることになっておりまして、残りの2分の1につきましては、受益となります土地改良区が負担するという内容のものでございます。

次に、元気交付金についての充当事業等についてであります。昨年もありました地域づくり元気交付金と同様に、地方の単独事業起債対象事業となる事業に充当することができるよということで、せんだって、内示、一次配分が来たところありますので、今、その充当事業等について確定をした中で、また議会のほうに御説明をし、御承認をいただく手続の準備中でございます。

次に、最後の J-A L E R T に関する関係であります。これにつきましては、先般、試験放送をさせていただいたところでありまして、これにつきましては、町の基地局を通じまして、それぞれの個別無線のほうに行くということで、音量につきましても、通常の放送につきましては音量を下げて放送をしているところですが、緊急放送ということでありまして、その設定を超えて音を大きくして放送する仕組みになっております。その部分につきまして、個別受信機については、非常に音が高いということでの、一、二件の住民からのお言葉もいただいております。これにつきましては、こちらのほうで制御することはできませんので、やはり緊急放送です。聞こえなくては意味がありませんので、そういう仕組みとなっております。また、屋外放送についても、ハウリング等を起こして非常に聞きづらいという話も伺っております。これにつきましては、防災無線を導入した会社に、そういうような調整等が可能なのかということで、今、問い合わせして、その部分での解消が図れるかどうかということも今確認中でありまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） ちょっと質問が前後するかもしれませんが、この税番号制度についての説明を、わかれば、していただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 13番長谷川議員の税番号制度にかかわる質問であります。概要であり

ますが、税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報につきまして、同一の情報であることの確認を行うための基盤となりまして、社会保障、税制度の効率性、透明性を高めまして、利便性の高い、また公平、公正な社会を実現するためのインフラ整備だということでは言われておりまして、効果的、効果としてはどういうことがあるのかということにつきましては、まず、正確な所得把握が可能となって社会保障や税の給付と負担の公平が図られる、また2点目は、真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能になる、また、大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援が活用できる、また、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる、また、ITを活用することにより添付書類の不要となるもの、それから国民の利便性が向上されると、行政機関からの国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能になるということで、国のほうでは説明をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） もしわかれば、個人的なメリットというか、住民に対するメリットがあれば、わかりやすく教えていただきたいと、私たちに對して。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 13番長谷川議員の、住民にとってのどういうメリットがあるのだということで、今言ったことにも尽きるところですけれども、各種手当等の、申請時に必要となる情報、例えば例でありますけれども、住民票関係情報であるとか地方税の関係情報、それから障害者関係情報、医療費給付関係情報、それから年金関係情報等が、各書類添付書類等のそろえる場合に、容易にそろえることができるということで、今でもよく言われている縦割りだということに、情報不足がそれぞれの所管にありまして、なかなかその部分の書類をそろえるということにも手間がかかっているところについても、この導入によりまして、その部分も解消され、やっぱり住民にとっても、申請について添付書類の省略ができるであるとか、簡素な手続になるかというようなことも想定されますので、そういう面では、複雑な申請手続が少しでも和らいでいくのではないかなというふうに、私としては想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） そうすると、今まで住基カードを発行されていましてよ、これとの整合

性というか、それはもう使えなくなるとか、そういうことになっていくのですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 13番長谷川議員の住基カードにかかわる御質問でございますが、今現在の住基カードについては28年1月まで発行できる仕組みとなっております、新しい個人番号カードにつきましては、28年の1月から発行されることとなっております。住基カードにつきましては、もともと10年間の有効期限がございますので、取得から10年間有効でありますので、例えばことし取りましたよと、今、平成26年6月に取りましたといったら36年の6月まで有効になりますので、あわせて個人カードもありますけれども、両方とも有効に使えるということでありまして、あくまでも今発行した期限の切れるまでは有効に使えるということとなっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、8ページの関係で、民生費負担金、児童福祉費負担金の、それぞれの保育所等の入所負担金の関係についてお尋ねをしたいと思います。

まず、例年6月に、補正ということで毎年出ております。したがって、中央保育所の場合、24年6月は416万円の減額補正、25年は430万3,000円の増額補正、今回は115万2,000円の減額と、三つの保育所もそういうようなことになっております。したがって、この入所決定に至る保護者への面接等も含めて、それから、当然、保護者の所得等の関係もあると思いますけれども、それはどのような形で進められているのかというのが1点。

それからもう一つは、予算特別委員会での資料ナンバー15で保育所の運営費ということになっております。したがって、26年度の予算は中央保育所の場合、定員80名で、予算は、延べ960人ということは掛ける12だろうと思うので、その定員に対する形が、西の場合は45人掛ける12で540ということで、それぞれ定数掛ける人数が26年度の延べ児童数になっています。したがって、今回補正された関係で、保育園の入所状況、中央は、今、80人ところ何人、西は45人のところ何人、わかばは60人ところ何名かということでお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目は16ページです。老人福祉費の中の老人福祉施設措置費ということで、96万

円、一般財源から出されております。しかし、これは措置解除にある対象者皆減と、全部がなくなったということで、当初96万円の予算が、96万円全額減額補正になったということで、措置解除との関係がどういう内容なのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから3点は、同じ16ページで委託児童措置費の関係です。それぞれ減額と増額となっております。それで、予算特別委員会の資料のナンバー15で、25年度の運営の単価ということで、4月から9月、10月から3月、それから、それぞれ二つの西保育、わかば愛育園になっています。中央も含めて、この乳児、1歳、2歳児、3歳児、4歳児以上というような運営単価が、26年度はどのような形になって変わってきているのかということでお尋ねをしたいということです。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 7番中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、保育所の負担金と、あと、後半ありました措置費の関係、関連しておりますので、あわせて御説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず、当初の予算につきましては、それぞれの保育所の定員がございますので、定員をもとに一定程度の単価を設定して掛けさせていただきました。そのときに、例えば、3歳のお子様が、ことし、去年、中央保育所に入っております。次の年もまた中央保育所に、多分、入所が見込まれるだろうという方で、卒園をされるお子さん以外については、おおむね、その方は多分引き続き既存の保育所を利用されるだろうということを想定して、それ以外の部分については、残り、例えばそういう方が、中央保育所であれば定員80人ですから、60人あったとすれば、残りの20人を、一定程度、4階層程度の平均的なところを試算して、定員に対しての予算組みを当初予算をさせていただきました。それは措置費のほうの歳出の部分も同様でございます。そのようなことで、4月1日現在において、入所自体が、中央保育所にあつては4月1日で確定された方が77名、わかば愛育園が定員60名に対しまして50名、西保育園が45名に対して54名ということで、例年、年末から入所の申し込み等をお受けいたしますけれども、今年度についても、ここ数年そうですけれども、基本的に、親御さんたちの御希望なされる保育園に入所を決定することができたというような状況でございます。

措置費の年齢、それから所得階層ごとの単価について、ちょっと、私、今、詳しい資料を持ち合わせ

ておりませんので、必要があれば、後ほどお答えさせていただきますと思いますけれども、必要であれば、そのようなことで対応させていただきたいと思いをします。

それと、あと、老人福祉施設の予算を皆減させていただいた内容でございますけれども、これにつきましては、老人福祉法及び同法に基づきます町の措置要綱に基づきまして、町長において措置入所された方が1名おりましたけれども、そのようなことで今年度も予算計上させておりましたが、3月31日をもって措置解除となり、4月1日からは契約入所に移行することができましたので、今回、予算を皆減させていただいたという内容になってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私が一番最初に言った質問は、4月の段階以前に入所に至る経緯で書類等の確認や保護者との関係との打ち合わせ等があって、最終的に入所決定されるので、それらの経過がどのようなことになっているのかということの一つは確認したかったのです。毎年毎年こんな形で補正が出てくる、ある面でやむを得ない面もあるかもしれないけれども、そういう点で、もうちょっと、入所の確定が面接、書類審査等も含めて、どういう経過で時系的にどうなのかということが確認したかったので、まずそれを答弁いただきたいと思いをします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 申しわけございません。私のほうの説明が足りなかったと思いをしますが、例年、年末、大体11月、12月ぐらいから保育所の入所の申し込み等が親御さんのほうから出されてきます。多くが、予算審議等の確定といいますが、ちょうどもう予算等がまとまった以降に入所が多くなってくるのが現実であります。そのようなことから、財政当局とも調整をさせていただきまして、例年4月1日に入所が確定するものを、6月に、一回、現状に合わせた形で予算を見直しましょうと、これ以降も、当然、途中の入所等が出てきますので、必要に応じては、9月、12月ということで補正をさせていただくことが出てきますけれども、時間的な都合上、予算確定時期に一定程度見込めるような状況にないことから、定員数で一定程度的見込みの当初予算を立てさせていただいて、毎年6月に1月1日付の確定の状況を一度整理をするような形で予算を整理すべきだということで、財政当局とも調整をさせていただいて、毎年6月に補正をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 経過についてはわかりました。ただ、24年6月の補正から25年6月の補正を見ますと、例えば24年6月の補正の場合、297万5,000円が減額補正している。それから、25年6月は454万円今度は増額補正をするのですね。今回の26年度を見ると、38万3,000円の減額補正ですから、非常に幅が狭まっているから、ある面で、僕は予算計上する段階で、的確な形でできるだけやっているなどという判断をしたものだから、この3年の経過を見ると、そういう感じがいたしますので、どういう形になっているかということで質問をしたかったところでございます。

補正された時点での保育所の入所の関係については、こういう経過ということでもわかりました。

それから、保育園の運営単価の関係です。月額です、これは、ことしの予算特別委員会の資料ナンバー15の中では、25年度の運営費単価ということで、それぞれ西、わかばと、4月から9月、10月から3月まで出ているので、できれば中央の保育所の関係も入れて、できれば資料として後ほど提出をしていただきたいと思いをします。

それから、次に老人福祉費の関係ですけれども、条件が変わったということで、私は96万円がなぜ皆減になったかということで、今、課長の答弁で事情等がわかりました。そういうことで理解をいたしました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 22ページ、観光客の誘致事業でフットパスとヒルクライム、非常にこれはいいことだと思うのですが、これ、当初予算でなぜ組んでいないのかということと、こういう補助を出すのは何か基準があるかどうか、今後の参考のためにもお聞きしたい。例えば協会だとか、連盟に入っているとか、いろいろな基準があるのか、あるいは何か立ち上げれば、今後もそういったものに補助金は出してもらえるのか、そういったことは町民は非常に興味あると思うのですよね。基準があれば教えていただきたい。

このヒルクライムのほうですけれども、今回初めてやるのですけれども、町は、後援だとか共催とかやっていないとお聞きしていますけれども、なぜやっていないのかなど。あるいは、2回目以降ですね、何回もやると言っていますので、共催とか後援とか、今後、要望等があれば、やっていく気持ちがあるのかどうか、あわせてお聞きしたいと思いをします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） ただいま、11番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、なぜ当初予算で組まれていなかったという点につきましては、予算なり事業内容の全体の内容が、まだ把握し切れていなかったと、ただ、3月の一連の、たしか全員協議会か何かでだったとは思うのですけれども、必要に応じて、平成26年度の補正で必要な場合は対応するということにお答えをさせていただいております。今、事業の全容がある程度把握できるようになりましたので、今回、補正で計上させていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

あと2点目でございますが、今回、全国レベルの大会と、今後、かなり、町の地元の地域イベントとして継続して行われるヒルクライムということで、一応、補助の内容と申しますか、要綱を定めまして、町のPR、地元のPRにつながるもの、また、今回の場合についてですけれども、コースの整備に必要なもの、安全確保に必要なものという限定をいたしまして補助をするという内容になっております。こちらについては、フットパスのほうもヒルクライムのほうも同様の基準の中で進めております。また、他に、これからそういうイベントが出てきた場合については、おのおの判断をさせていただいて、地域に対する、地域振興に対する貢献でありますとか、そういうもろもろの事情を勘案させていただく中で対応をさせていただきたいと思っております。

3点目の、町のほうでヒルクライムに共催しない、後援しないというところなのですけれども、町が、町長が大会実行委員会の委員長、会長ということで、協賛とか後援ではなくて、かなり主導的な立場としてかかわっているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 26ページ。これ多世代交流センターの管理費、これは清富の壁の修理かと思っておりますけれども、どういった直し方をするのでしょうか。門柱というのですか、あれもかなり、入り口のところですね、傷んでおりますけれども、27万円ということですので、どういった直し方を考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 3番村上議員の清富多世代の修繕でございます。これにつきましては、屋上部分の窓枠の下に亀裂が入りまして、それ

がだんだん亀裂が大きくなって落ちそうだということで、今回補正をさせていただいて修繕をするものでございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 門柱の、そういったところは考えていらっしゃるのですか。一緒にちょっとやられたらどうかと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 村上議員にお答えします。門柱の部分ですが、もう既に閉校ということで、あのままで維持管理をさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成25年度の決算に伴う繰越額の確定及び国保情報データベースシステム更新に伴う調整交付金の増額を計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、国保情報データベースシステムの更新、また、平成25年度の一般会計繰出金の額確定及び高齢者医療制度円滑運営事業補助金の精算額の確定に伴い、所要の補正をするものであります。なお、収支不足額につきましては、予備費から必要額を充用することで補正予算額を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,361万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款国庫支出金101万6,000円。

9款繰越金88万4,000円。

歳入合計は、190万円の増であります。

2、歳出。

1款総務費101万6,000円。

10款諸支出金194万8,000円。

11款予備費106万4,000円の減。

歳出合計は、190万円の増であります。

以上で、議案第3号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第4号平成26年度上富良野後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成25年度会計の決算により平成26年度会計への繰越額が35万6,000円と確定したことから、当初予算の繰越金1,000円に35万5,000円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成25年度の保険料及び一般会計繰入金金の精算に伴い、広域連合納付金及び一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,403万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金35万5,000円。

歳入合計は、同額の35万5,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金19万4,000円。

3款諸支出金16万1,000円。

歳出合計は、35万5,000円であります。

以上で、議案第4号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきましては、本会計の平成25年度分の決算確定によりまして繰越額が確定したことから、既決予算に1,555万4,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、平成25年度に町の一般会計から繰り入れを受けた保険給付費等の町の負担分の確定した391万7,000円を一般会計に繰り出すとともに、今後の本会計の安定対応に資するため予備費に1,163万7,000円を計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,555万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,019万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金1,555万4,000円。

歳入合計、1,555万4,000円です。

2、歳出。

6款諸支出金391万7,000円。

7款予備費1,163万7,000円。

歳出合計、1,555万4,000円です。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御覧いただいておりますことで説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号平成26年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました、議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成25年度会計決算に伴う収支の精算余剰を平成26年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。

内訳につきましては、歳入では、水道使用料の増額を主要因とする収入合計53万3,000円の増額と、歳出の電気料、修繕費、料金収入等委託料など執行残33万2,000円の差額である86万5,000円を繰り越すもので、既存予算の1,000円に86万4,000円を追加するものとなっております。

ります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,933万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰越金86万4,000円。

歳入合計、86万4,000円。

2、歳出。

3款繰出金86万4,000円。

歳出合計、86万4,000円。

2ページ以降の事項別明細は、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。御審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第7号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました、議案第7号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成25年度会計決算に伴う会計余剰を平成26年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。

内訳につきましては、歳入の下水道使用料を主要因とする収入合計66万4,000円の増額と、歳出では、職員給与や施設管理修繕費及び工事請負費等などの執行残97万9,000円の差額である164万3,000円を繰り越すもので、既存予算の1,000円に164万2,000円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,862万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金164万2,000円。

歳入合計、164万2,000円。

2、歳出。

3款繰出金164万2,000円。

歳出合計、164万2,000円。

2ページ以降の事項別明細は、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。御審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長(西村昭教君) 日程第9 議案第8号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君) ただいま上程いただきました議案第8号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成25年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金が1,542万9,000円と確定いたしましたことから、当初予算に計上している1,460万6,000円との差額82万3,000円を繰越金に補正するものでございます。

2点目は、自動車重量税の改正に伴い、2,000円を補正するものであります。

3点目は、残高の82万1,000円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。なお、今後におきまして、事業の収支状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,958万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金82万3,000円。

歳入補正額の合計は、同額の82万3,000円でございます。

2、歳出。

2款サービス事業費2,000円。

5款予備費82万1,000円。

歳出補正額の合計は、82万3,000円でございます。

これをもちまして、議案第8号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第9号上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、整備を実施する事業について複数年にわたり継続事業を実施しようとする場合は、当該事業に要する経費を支弁するため、必要な額の基金を設けることとされているところであります。

このたび、平成26年度において特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で整備予定しております道路

管理用重機について、納品まで2年以上を要する事業であることから、本基金条例を制定しようとするものであります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

議案第9号上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例。

(設置)。

第1条、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条第2項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金(以下、「基金」という。)を設置する。

(積立)。

第2条、基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)。

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(運用益金の処理)。

第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰りかえ運用)。

第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用し、または一般会計の歳入歳出予算に定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)。

第6条、町長は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)第14条第1項各号に掲げる公共用の施設の整備または同条第2項各号に掲げる事業であって、かつ、規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(基金に属する現金の保全)。

第7条、町長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができる。

(委任)。

第8条、この条例に定めるもののほか、基金の管

理に関し必要の事項は、規則で定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第9号上富良野町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 3条の、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとあるわけですが、預金のほか最も有利な方法とはどのような方法があるのでしょうか。お考え浮かびますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(北川和宏君) 3番村上議員の、基金の積み立てに関する御質問でございますが、今、通常につきましては、定期預金ということで運用しておりまして、本基金につきましても同様の運用を予定しているところでございます。

以上です。

○議長(西村昭教君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第10号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(林 敬永君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成26年度の税制改正法案が平成26年3月31日交付され、平成26年4月1日をもって町税条例等の一部を改正する専決処分をしたところですが、軽自動車税に係る小型特殊自動車の標準税率に

については定めがなく、地方税法第444条第3項により、他の軽自動車の税率と均衡を失しないようにするということが定められていることから、上富良野町税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、小型特殊自動車農耕作業用のもの年額1,600円を2,000円に、その他のものの年額4,700円を5,900円に引き上げるものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第82条第2号イ中、1,600円を2,000円に、4,700円を5,900円に改める。

附則。

（施行期日）。

第1条、この条例は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）。

第2条、この条例による改正後の上富良野町税条例第82条の規定は、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例による。

これをもちまして、議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第12 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてにつきまして、概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので御了承願います。

このたび北海道町村議会議員公務災害補償等組合において、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更をします。

以上で、議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての説明といたします。

御審議いただきまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更につきまして、概要申し上げて説明にかえさせていただきますので御了承願います。

このたび、北海道市町村総合事務組合において、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散、脱退、道央廃棄物処理組合が加入すること、また、上川中部消防組合の解散により鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されたことに伴う加入、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事

務組合理約の変更をするものであります。

以上で、議案第12号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第14 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま提案いただきました発議案第1号議員派遣につきまして、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月17日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義、賛成者上富良野町議会議員岡本康裕、同じく金子益三。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進事例調査。

（1）目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、札幌市。

（3）期間、平成26年7月3日から7月4日、2日間。

（4）派遣議員、全議員14名。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び広報技術研修。

（1）目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、札幌市。

（3）期間、平成26年8月21日から8月22日、2日間。

（4）派遣議員、議会広報特別委員6名。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第15 発議案第2号消費税の増税に反対する意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました発議案第2号消費税の増税に反対する意見について、朗読をもって説明といたします。

発議案第2号消費税の増税に反対する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月17日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕、賛成者同じく金子益三。

裏面をごらんください。

消費税の増税に反対する意見書。

物価や原材料費の高騰が暮らしと営業を圧迫するもとで、4月以降、消費税率が8%に対応できないと、北海道内の一部のスーパーが閉店するなど、地域経済に深刻な影響が広がっています。消費税率の3%引き上げで8兆円を上回る大増税となり、道民と町民の暮らしと営業にもたらす影響は耐えがたいものになってきています。

安倍政権は、12月には10%への増税を最終決

断するとし、消費税の連続増税へ進もうとしています。今回の消費税増税で、平均的なサラリーマン世帯は年間10万円もの負担増と言われていました。国民の所得は伸びず、社会保障の負担が重くなるもとの、庶民の家計はますます立ち行かなくなります。このまま10%への増税が強行されれば、貧困と格差に追い打ちをかけることは明らかです。多くの中小企業も、倒産、廃業の危機にさらされることが懸念されています。消費税を転嫁できず、身銭を切って納税する苦境に追い込まれます。消費税増税は、社会保障のためと言いながら、8%への増税分のうち、新たに社会保障に回るのは1割しかなく、社会保障そのものの給付削減と負担増がめじろ押しです。消費税10%は消費をますます冷え込ませ、景気の悪化、道民、町民生活と地域経済を破壊することは必至です。

よって、政府においては、さらなる消費税増税を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上、御審議賜りまして御議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第16 発議案第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見について、内容の朗読をもって説明とさせ

ていただきます。

発議案第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月17日。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三、賛成者、同じく岡本康裕。

裏面をごらんください。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う語彙や文法体系を持つ言語である。音声は聞こえない、音声で話すことができないなど、聴覚障害者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において平成18年12月に採択された障害者権利条約の第2条に、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を言うことと定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることと明確に位置づけた。しかし、この規定だけでは、音声言語中心の社会から聴覚障害者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で言語に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する、手話を獲得する、手話で学ぶ、などの権利を保障するためには、専門法である手話言語法の制定が必要である。

よって、国においては、手話言語法（仮称）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上、原案お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 発議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第17 発議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) ただいま上程されました発議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見について、内容の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月17日。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三、賛成者、同じく岡本康裕。

裏面をごらんください。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰する事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害者認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されているなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」、との付帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実態は一刻の猶予もないような課題である。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝炎、肝がんにかかる医療助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害者による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

平成26年6月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、御審議賜りまして原案お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) これをもって、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 閉会中の継続調査申し出について

○議長(西村昭教君) 日程第18 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎閉 会 宣 告

○議長(西村昭教君) これにて、平成26年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前10時37分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年6月18日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 谷 忠

署名議員 岩 崎 治 男